

平成17年（2005）旭市議会第2回定例会会議録

議 事 日 程 （第4号）

平成17年11月11日（金曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第 1 一般質問

出席議員（62名）

1番	角 崎 浩 一	2番	日 向 一 晴
3番	伊 藤 房 代	4番	越 川 芳 男
7番	向 後 悦 世	8番	景 山 岩三郎
9番	高 野 宇一郎	10番	高 木 寛
11番	石 毛 昭 夫	13番	鶴 谷 富士男
14番	滑 川 公 英	15番	嶋 田 哲 純
16番	安 藤 政 平	17番	内 田 芳 助
18番	佐 藤 章 吾	20番	柴 田 徹 也
21番	木 内 欽 市	22番	佐 藤 芳 民
23番	浪 川 光 平	24番	伊知地 直
25番	佐久間 茂 樹	26番	大久保 源 一
27番	日 下 昭 治	28番	平 野 浩
29番	齊 藤 勝 昭	30番	林 俊 介
31番	明 智 忠 直	32番	林 一 雄
33番	小 倉 輝 行	34番	菅 谷 源兵衛
37番	相 澤 多喜壽	38番	加 瀬 義 夫
39番	木 内 兵 衛	40番	大 极 博
41番	向 後 保 夫	42番	高 木 武 雄
43番	嶋 田 茂 樹	44番	石 毛 忠 雄

45番 岩崎好治
 47番 島田壽雄
 49番 佐藤文雄
 51番 向後和夫
 53番 嶋田正治
 56番 高橋敬
 58番 木内茂
 60番 菱木勘兵衛
 63番 伊藤清昌
 65番 神子功
 67番 金杉佐久治
 69番 林一哉

46番 成毛秀夫
 48番 向後忠昭
 50番 久須美佐内
 52番 高橋利彦
 55番 在田榮治
 57番 菅佐原滋之
 59番 林正一郎
 61番 鈴木正道
 64番 阿部一成
 66番 松木源太郎
 68番 伊藤鐵
 70番 加瀬実

欠席議員（7名）

5番 林七巳
 12番 長谷川喜代司
 35番 藤田昌功
 62番 羽田清太郎

6番 山田芳邦
 19番 宮内真二
 54番 江波戸邦夫

説明のため出席した者

市長 伊藤忠良
 教育長 米本弥栄子
 病院事務部長 今井和夫
 新市行政推進室長 加瀬博夫
 企画課長 加瀬正彦
 税務課長 江ヶ崎純敏
 環境課長 堀川茂博
 健康管理課長 浪川敏夫
 高齢者福祉課長 横山秀喜

助役 重田雅行
 病院事業者 村上信乃
 総務課長 増田雅男
 秘書広報課長 平野哲也
 財政課長 高埜英俊
 市民課長 小長谷博
 保険年金課長 増田富雄
 社会福祉課長 林久男
 商工観光課長 小田雄治

農水産課長	堀江隆夫	建設課長	米本壽一
都市整備課長	島田和幸	下水道課長	山崎健次
海上支所長	木内孫兵衛	飯岡支所長	佐久間俊雄
干潟支所長	木内國利	会計課長	遠藤純夫
消防長	佐藤眞一	水道課長	宮本英一
庶務課長	在田豊	学校教育課長	多田清司
生涯学習課長	神原房雄	監査委員局長	花香寛源
農業委員会 事務局 会長	野口徳和	飯岡荘支配人	野口國男
病院經理課長	鏑木友孝		

事務局職員出席者

事務局 長	来栖昭一	事務局次長	堀江通洋
主 査	穴澤昭和	主任主事	石毛勝子
主任主事	飯田裕紀子	主任主事	飯笹浩一
主 事	山崎香里		

開議 午前10時 0分

○議長（林 正一郎） おはようございます。

ここで、会議を開会する前にあらかじめご了解をお願いいたします。

市の広報及び報道関係者の取材のため、この後、本議場内の写真撮影を行いますので、ご了解をいただきたいと思います。

ただいまの出席議員は61名、議会は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

◎日程第1 一般質問

○議長（林 正一郎） 日程第1、一般質問を行います。

◇ 阿 部 一 成

○議長（林 正一郎） 通告順により、64番、阿部一成議員、ご登壇願います。

（64番 阿部一成 登壇）

○64番（阿部一成） おはようございます。日本共産党の阿部一成でございます。

2005年第2回定例会にあたり、一般質問を行います。

先に通告しました3項目について、順次伺います。市町以下、担当者の簡潔で誠意ある答弁を求めています。

初めに、ご存じのように小泉内閣は成立以来この4年間、2002年（平成14年）の老人医療費の負担増に始まり、翌2003年サラリーマン医療費の3割の負担化、翌2004年年金の保険料引き上げと支給減、2005年の本年は介護保険法の改悪と、社会保障のあらゆる分野で、毎年のように際限の無い負担増と切り捨てを強行いたしております。これらの改革がどれほど国民生活を痛め付け、不安を増大させているかは、家計所得が7年連続で減少し、生活が苦しいという世帯が過去最高の55.8%に上り、高齢者の自殺が毎年1万人を超える深刻な現状に

もあらわれております。にもかかわらず、政府は社会保障改革を再び医療に向け、国民にさらなる痛みを押し付ける改革案の検討を進めており、2006年通常国会に法案の提出を目指すとしております。

このような状況のもとで、新旭市は合併後、高福祉低負担・行財政の効率化を目指して新市計画を進め、4か月が経過しました。10月、我が党は旭市民の暮らし向きについて、アンケートを行いました。新市への期待や要望を求めましたが、国保税引き上げに反対はもちろん、むしろ引き下げの意見や要求が多く寄せられております。

そこで、国保医療における税負担の格差是正についてお尋ねいたします。

新市計画は六つのまちづくり計画を進めるとしてありますが、医療福祉の向上は、家計所得が減少する中で、市民に大きな税負担を負わせるものであり、その格差是正は慎重に行っていたいただきたいのであります。特に旧1市3町の国保財政は、過年度決算状況の推移から、平成17年度以降の賦課は再検討すべきだと考えますが、まず、過年度の決算状況と保険税賦課の検討について伺います。平成16年度、各自治体国保決算について、これらについて報告をいただきたいと思います。なお、平成17年度各自治体国保税賦課状況について、平成18年度、来年度でありますけれども、旭市国保税賦課方針の3点についてお尋ねするとともに、市長の所見を伺いたいと思います。

次に、合併時における一部事務事業の遅延と是正対策について伺います。

数十年ぶりの市町合併の事務であり、経験した職員も無く、その上過去に例の無い光ケーブルやOA機器の設置、試験、調整など、多種多様な実務に当たられた全職員の方々には、本当にご苦労さまと申し上げます。特に3町から旭庁舎に配属され、新しく責任あるポストにつかれた職員の心労といいますかストレスは大変なものであらうと推測しますが、ぜひ、平成17年度末までに、一日も早く新市全管内の市民の顔が頭の中に見えるようになっていただきたい。このように思います。

初めに、市道の破損箇所整備の遅れと対策についてお尋ねいたします。

ご存じのように、合併後、当市域は130平方キロメートルに広がりましたが、実質的に面積は変わってはおおりませんし、路盤条件などの自然条件も変わってはおおりません。人と意識が変わっただけであります。新しい市の外辺地域、私どもの住む旧3町の第1集落の周辺道路の損傷が目に見えて余るようになってきました。合併事務の混乱か、建設予算不足の問題か分かりませんが、旧自治体の維持管理・補修の対応の方が早かったように思われます。幹線アクセス道路計画だけでなく、第1農村集落を結ぶ畑地帯の未舗装主要道路の改良工事、舗装道

路も重要であります。簡易舗装やグレーダーによる道路の維持・整備事業も、寒冷期前に終わるよう早急に行う必要がありますが、市長の見解を伺います。

次に、国保加入事務の遅延状況と対応について伺います。これも合併と職員異動による事務上のミスと思いますが、担当職員によると合併作業に当たる6月から7月にかけて、加入事務の遅れは1件や2件ではないので、加入者の負担の有無にかかわらず、事務取扱の事例により処理し、期日を経過すれば延滞措置をするということでありました。市民の目から見ても、極めて初歩的な事務処理ミスではありますが、市民に過大な負担をかけるのは問題であります。合併作業を理由とする事務遅延は行政の責任であり、市民に負担をかけるべきではないと思いますが、システム上の問題なのか、職員の理解の問題なのか伺います。合併作業による事務手続きの遅れによる市民の過重負担の件数と今後の処理対策について、市長の所見をお尋ねします。

3番目に、農業振興についてお尋ねします。農業経営基盤強化促進構想の育成目標と、各経営体の到達状況の検討と対策について伺います。

農業経営基盤強化促進構想の育成目標と、各経営体の到達状況については、平成12年度、新市構成各自治体が農業経営基盤強化促進基本構想を策定し、経営体の営農類型モデルを作成し育成目標としてまいりましたが、この5年間に農産物価格は下落し、営農類型自体が実態と乖離しております。特に政府は10月末、2007年産から経営所得安定対策大綱を決め、対象とする農家、担い手要件を都府県の個別経営で4ヘクタール、集落営農組織は20ヘクタールに設定して、スタート年度までに最低でも5割を目指すとしております。

基盤整備の未整備地区を抱えております当市の対応についても、まず伺っておきます。現在、継続及び計画中の農地を対象とした基盤整備事業について、事業数、面積、地元負担の状況等を伺いたいと思います。先に新市構成各自治体が設定したモデルによりますと、水田専作農家で経営面積10ヘクタール、年間労働時間2,000時間、所得560万円とあります。また、水稲2ヘクタールプラス露地野菜1.2ヘクタールの経営も出ておりますが、一部の農家だけは補助対象とし、残りは切り捨てるのか。今後の地域の農業発展のために、市長及び担当者の旭市農政についての所見を伺いたいと思います。

最後に、農業後継者の確保と育成の施策について伺います。

かつて1市3町の首長たちは声をそろえて、我が町の基幹産業は農業である。しかし、取り巻く環境は極めて厳しいと異口同音にごあいさつされておりました。本年は幸いに天候に恵まれ、当市管内の稲作作況指数は102と平年作を上回る豊作型の作柄でした。しかし、生

産者米価は昨年来の暴落がとまらず、30年前の価格水準に逆戻りしております。昨年、米作りで農家が受け取った家族労働報酬、いわゆる賃金であります、1日当たり平均3,862円と言われております。1時間当たり482円、高校生のアルバイト以下であります。今年はさらに下がっているようであります。

地域の産業構造の根幹に当たる部分に、埋めようもない大きな亀裂を見る思いをいたしております。私も9月の定例会で、当市の農業委員会の会長に後継者の確保の問題について伺いましたが、担当は農水産課だとして回答をいただけませんでした。当面する旭市の農家3,400戸、田畑5,400ヘクタールを維持する農業青年の確保と養成が急がれますが、市長及び担当する農水産課長に、計画やご意見のほどをお聞かせいただきたいと思います。

以上、3項目の質問事項の説明を終わります。なお、要旨の細部につきましては、再質問でお尋ねいたします。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 阿部一成議員の質問に対して、まず、政策的な基本的な私の考えを少し述べさせていただきたいと思います。

まず、保険税、医療の負担がこのところ重くなっている。私もそのとおりだと思います。この医療負担増をどのような形で市民に強くないで済むのか、そういったことを市全体の行財政の改革をしっかりと取り組みながら、できるだけ負担が重くならないように努力をしまいたい、そのように思います。ただ、国の現状から見しても、本当に健康づくり等にもみんなで気を付けて、できるだけ医療の世話にならなくて済むような体制づくりというものも重要ではないのかと思いますので、健康づくりの場等も設けながら、医療費の負担増を防いでいきたい、そのようにまず考えております。

それから、合併時における事務事業の遅延から、いろいろな問題が生じているというようなことで、市道の破損箇所の整備の遅れのような問題も指摘をされました。いろいろな問題があって、若干遅れている所もあろうかと思いますが、担当課と相談しながら、この辺の対応をしっかりと努めていきたい、そのように思います。

それから、国保加入事務の遅延状況という問題も質問に出てまいりました。そのような問題もしっかりと担当課と相談しながら、こちらの都合でご迷惑をかけた面に関しては、できるだけ市民の皆さんの負担にならないように頑張ってまいりたい、そのように思います。

それから、農業の振興対策でありますけれども、この旭市の基幹産業、農業であるということについては、もう誰しも異を唱える人は無いわけでございまして、その基幹産業をしっかり守らなければ、この地域の発展は無いわけであります。そういった意味で、関係する農協等とも十分相談しながら、この旭市の農業の発展に全力で取り組んでまいりたいと思います。

私の方からは以上です。

○議長（林 正一郎） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、阿部議員の1番目のご質問でございますけれども、国保医療における税負担の格差是正について、その中で平成16年度国保会計の決算状況についてというご質問でございますけれども、この決算状況につきましては、9月から10月に開催されました第1回定例会の折にもご説明しておりますけれども、このたび決算状況につきまして、実質単年度収支という形で説明したいと思います。

これは、歳入歳出差引額から繰越金、一般会計からのルール分以外の繰入金及び基金繰入金等を差し引いたものでございます。それによりますと、旭市が7,950万7,000円の黒字、海上町が1,711万円の黒字、飯岡町が5,350万9,000円の赤字、干潟町が881万2,000円の黒字となっております。合計いたしますと5,192万円の黒字となっております。

続きまして、2番目の18年度以降の国保税賦課についてというご質問でございますけれども、これにつきまして国保税の税率につきましては、合併協議会におきまして、平成18年度以降は統一するという事で協議が調っているわけでございます。このため、平成18年度の予算編成に向けまして、税率の統一を考えていく必要があろうかと考えております。

まず、税率を決めるためには医療費の推計が必要となりますが、その上で確保すべき税額等を求めて税率を決めなければなりません。一方で、今、診療報酬などの改定ということも新聞等で言われております。また、近い将来、平成20年度辺りとなるとと思いますが、老人医療を含めた医療制度の根本的な改革も今、考えられておりまして、医療費の推計は非常に難しい面が今ございます。したがって、税率の改定につきましては今後の医療費の推移を見ながら、また国の動向などを見据えながら、慎重に進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） それでは、国保加入事務の遅延についてお答えを申し上げます。

今回、第1回目の更正処理ということで、合併に伴う国保加入の更正を行ったわけでござ

いますが、この更正事務の処理が結果として、9月下旬の通知書発送ということで遅れてしまった原因につきましては、一つは国保税の電算システムの構築が遅れたこと、また、住民税や固定資産税といった他の税目データの新システムへの移行・検証、また、その後の国保税賦課データの検討等、合併後初めての新システムでの賦課でございましたので、慎重の上にも慎重を期した結果、更正処理が遅れてしまい、結果的に10月納期となったものでございます。

今回、更正しました件数は全体で1,535件でございますが、この中には所得更正、社保加入・離脱、転入・転出など、さまざまなケースがございます。1納期当たりの負担額が大きくなったために納付が困難であるという方につきましては、分割納付という形もございますので、税務課に納税相談をしていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、阿部議員のご質問に対しまして、農業振興につきましてご回答させていただきます。

先ほどの質問にありましたように農業経営基盤強化促進構想、これはご承知のように農業経営基盤強化促進法、昭和55年に制定された法律の中で、10年後のいろいろな農業の形態を見据えながら10年後の姿をひとつ市で絵をかく、それにつきましては5年ごとに見直しをする、そういうことになっております。我が市におきましては、この構想に従いましていろいろ認定農業者等が500人を超え、県下で一番大きな意欲のある経営者が育っております。ただ、この中を見ますと、いろいろ農業経営をこうするんだ、いろいろな計画がありますけれども、一部を見ますと農地の規模拡大をしたいとか、あるいは青色申告を取り入れたい、そんなことがありますけれども、これにつきましては今見直し作業をしまして、これからにつきましては特に経営の中で販売戦略、その辺も農業経営者の中に指導していきたいな、そういうふうに今考えています。

それと、特に議員ご指摘の小さな農業者等もございます。それにつきましても、今、国の方の中でも集落営農というような形で大きな農業者だけが国の農業を引っ張っていく、そういう形だけでなく集落まとまって、小さな農家がまとまってやることによっていい形態もある、そういうところもあります。そういう集落農業につきまして、市の農水産課の中で検討しながらJAと一体となって進めていきたい、そういうふうに今考えております。

それと、対策の部分でありますけれども、行政としましてはいろいろな研修機会の充実を

図りながら、経営者に対しまして情報の提供をする、そういうことを第一に考えております。そんなことで市長の方からも市内にはいろいろな優秀な経営者もいる。そういうようなことで、それらの方々のいろいろな経営事例を農業経営者の方に参考にしていただいて、それが一つの台、一つのステップになるのかな、そういうことも指示を受けております。来週には市内の大きな花卉経営者に講師となっただきまして農業研修講座、そういうことも今考えて16日に実施する予定でおります。そういうものの施策をやりながら、農業経営者が自分の将来の到達目標、これをいかに達成できるか、それを市で支援していきたい、そういうふうに考えております。

あと、基盤整備の関係ですけれども、現在市内では県営清滝Ⅱ期ほか8地区で事業が実施されております。そのほかに万力Ⅱ期地区につきましても、現在、申請が上がっております。これらにつきましては、市の負担を統一しまして農業生産基盤の整備と担い手の農地の利用集積、そういうことで進めております。

それと、2点目の農業後継者の確保と育成でございます。確かに農業後継者を確保するというのは一番農業の推進の中で重要な点、そういうふうに理解をしております。ただ、我々見る限りの中では、立派な農業経営者が農業経営をやっている所には、多くの農業後継者が従事しております。そんなことで、意欲のある経営感覚に優れた経営体を育てることが農業後継者が育つそういう環境かな、そういうふうには理解をしております。特に後継者等につきましては、市の中で新たに農業後継者が研修をした際の助成、あるいは研修に行く際、長期研修に行く際の助成、そういうことも事業実施の中で取り組んでおります。そういうことで、今後とも農業後継者につきましては意欲ある農業経営体、それを進めながら後継者支援をしていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 64番、阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 市長をはじめ各担当課長の説明と答弁をいただきました。

個々の問題なんですが、平成16年度の決算状況を見てみましても、平成16年度に飯岡町で全体をそろえるためといいますか、最終的には所得割が8%、資産割が40%ないし45%、均等割が1万8,000円から平等割が2万円と、だいたいこういう線にそろえる予定で、ここ一・二年、1市3町の中で協議が行われたようであります。飯岡町の例をとりますと、平成16年度に6%から8%に上げた。そのために、本当に飯岡町の国保財政が行き詰まって、こうしなければならなかったのかということではなくて、率を上げた分が繰越金になって残り、

そしてまた財政調整基金として蓄えられているというふうな結果だと思うんです。

平成17年度はまだ経過途中でありますけれども、結果論になるかもしれませんが、この状況を見ていけば、周囲の国庫負担金や地方での一般財政の繰り入れとか、こういうものを見ていきますと、果たして8%にそろえる必要があるかどうか。こういうふうな疑問を持つものであります。ざっと計算してみましても、平成16年度の決算の保険税収入が一番低い飯岡町、これが約7万円弱です。これに人口として3万8,825人、国保被保険者がおりますけれども、単純に掛けていきましても決算数値と比べて8,000万円くらいの差しか出ない。

ところが、これを8%に全体をそろえると、もっともっと大きな剰余金といいますか、財政調整基金の方に振り向ける金が出てくるような結果になってしまうのではないかと。そういう意味で、切りよく8%にするのか、7.5%にするのか、その辺のところは今後平成18年度の予算の過程で、十分に慎重過ぎるくらいの検討を加えてもらいたい。

特に私たちのやったアンケートでは、平均的に一般の市民税、固定資産税は別にしまして、1人当たりの市民税に比較して2倍から約3倍近い国保税を払うようになっております。そういう点で、特に市民の間では国保税の行方が大変気になるというふうな反応が出ております。この辺については、今後のいろいろな見方があろうと思いますけれども、十分な検討をお願いしたいと思います。総額から見ていきまして、平成16年度の財政調整基金は前年に比べて大幅に増えて、7億円くらいあるんですか、全部で。そのくらいのことになっておりますけれども、この辺についての今後の見通しについて、担当者のご意見を伺いたいと思います。

それと、先ほどの市長の答弁から道路建設関係の問題について、これが先ほど伺いましたように合併事務によって遅くなったのか、または建設予算、今年の4-6予算の関係からこれまでにそういう維持補修工事までも遅れたのか、その辺の事情がどうなのかということの説明を伺いたいと思います。

それともう一つ、国保関係でありますけれども、いろいろな入力ミスの問題もあろうかと思えます。時期とすれば社保離脱で国保加入になった方、恐らくこれは源泉徴収であったために、こういう点は速やかに、念には念を入れてという問題ではないと思うんですけれども、先ほどの説明で1,535件もあったというふうなことは、国保加入者全体の数約4万人から見ましても、やはりこれは問題があるのではないかと思います。こういう間違いが起らないように、できるだけ慎重にといいですか、敏速に処理をしてもらいたい、このように思いますが、ご意見を伺います。

それと、農業経営基盤強化促進構想の問題ですけれども、確かに個々の農家がどういうふうに残っていくか。それぞれ販売の方にも力を入れて、皆さん残っていきたいというかけ声は分かるんですけれども、現実の問題として、先ほど申し上げましたように、本当に大変な時期に来ている。農家所得自体が、稲作の場合は、10ヘクタールでは10ヘクタールを作って年間労働力が家族2人、そして臨時も入れても農家所得は約5百五十・六十万円くらいにしかない。先ほど申しましたように、米作りで農家が受け取った家族労働報酬というのは本当に大変な、一般から見ても大変少額なものであります。ですから、それでも耐えていけど、残った者は残るんだというふうな政策では、旭市の先ほど市長も申されました基幹産業というのは維持できないのではないかと。

特に後段の農業後継者の確保、これは先ほど申し上げました農家が3,400戸、田畑5,400ヘクタール、もちろん、これは畜産もあれば園芸もあります。いろいろな業種を持っている農業であります。これらの農業を基幹産業として維持していく上では、目標として年間何人の後継者が必要なのか。また、その後継者をどのようにして養成していくか。これは大変大事な問題だと思うんです。身近に中央病院という組織がありますけれども、やはりそこで働く人たちを自分たちで養成していかなければならない。個々の農家がそれをやれという状況には、もう既になくなってきている。そういうことができるのは、やはり行政がやるか、また農業委員会のようなところで、そういう若い農業労働者といいますか、農業青年を後継者として育成していかなければならない。それはもう組織的にやっていかなければならない時期に来ているのではないかと。このように思います。ぜひ、この辺の問題で目標があれば、どこからか出てくるのを待つのでなくて、目標を持って行政の方が対応してもらいたい。このように思います。

ちなみに、前回もちょっと申し上げましたけれども、この新旭市管内で今年度の3,400戸の農家のうちで、わずか今年は6名足らずの新規就農者です。毎年、仮に10人としても3,400戸で340年かかりますね。だいたい農家の労働のピークは、20歳から60歳まで働いたとしても40年です。340年にもかからないと一回りしないというような問題が、もう既に目の前に見えておりますので、これは最終的に3,400戸でいいのか、340戸でいいのか、その辺のところの問題もあらうかと思えます。いずれにしても、その辺のきちんとした目標を立てていただきたい。また、それに応じて研修機関なり、そのような養成の問題もきちんと考えていただきたいと思えますけれども、その辺についてのご意見、農水産課の方からも併せて伺いたいと思えます。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） 阿部議員の再質問にお答え申し上げます。

今現在、所得割の税率につきましては旧海上町の分につきまして7.5%、それ以外の旧旭市、飯岡町、干潟町につきましては8%という形になっておりまして、あと、そのほかの資産割、均等割、平等割等につきましては、それほどの差異はございません。

その中で、どのような形で国保税の税率を上げていくのか、あるいは上げないでもやれないのかというようなご質問でございますけれども、今の財政調整基金といたしましては、17年度末としまして3億4,000万円ほどが予定されているところでございますけれども、この税率の改定につきましては、今後の医療費の推移等をよく見きわめながら、また国の動向等もございますので、その辺を慎重に見きわめながら進めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（林 正一郎） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 阿部議員からの迅速にというご指摘、誠にそのとおりでございます。今回、当初予定した予定よりも更正賦課の通知が非常に遅れてしまって、ご迷惑をおかけした方には大変申し訳なく思っております。ただ、これも税を含めて、国保税もそうですが、賦課についてはすべてコンピュータで行っておりまして個々のケース、手作業ということができないようになっております。当初は電算システムの構築がこれほど遅れるとは考えておりませんで、もっと早く大勢の方に通知できるものとして事務を進めておりましたけれども、システムの方の遅れからデータ移行、その検証、すべて職員の作業もコンピュータに合わせる形で進めてまいりました結果、結果としてこのようになってしまったということでございます。この新しいシステム、今度は完全に動いておりますので、これからの更正についてはこのようなことが無いというふうに考えております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路の維持補修に関し、お答えいたします。

今年度は合併に伴いまして、予算の成立が10月ということになったわけであります。職員自らが行う小規模な維持補修工事を除きましては、道路維持補修工事だけでなく、道路工事全般の発注が遅れていることは事実でございます。第1の道路の維持補修につきましては、

地区懇談会でも要望がありました。本件につきましては、対応が遅くなったなどと言われないうちに、より早い対応をするよう、とにかく意識を高めるということのみだと思います。ただ、市民にも遠慮なく、あそこの道路が壊れているよと、あそこにひびが入っているよということを通報していただきたいなと思っております。

以上です。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の問題につきまして回答させていただきます。

今、ご指摘ありましたように非常に今農業経営、特に稲作、あるいは野菜の中で価格低迷があって相当ひどい、それは我々は認識しております。いろいろ農業経営者も課の方へ相談に来ていただきまして、この際だから農地を処分したい、そういう相談もこのごろ数多くなってきました。これは危機的な状態かなとそういうふうには理解しております。

そういった中で、特に今我々、課の中で考えていますのは、どうも畜産とかいろいろな花卉を栽培している農家、いろいろな販売戦略ですとか経営感覚を持って、後継者も残っている経営をやっている事例も数多くある。今、稲作の部門が相当問題かなということで考えています。特にこれは農業機械が、小さな面積の中でも大きな機械を持ったり、その辺がちょっと若干考える部分があるのかな。そんなことで一部市内の中では実はコントラクターという名前で、これは農作業を請け負う集団、そういうものの育成が国の施策の中で進められております。個々に機械を持つのではなくて、作業については請け負っていただく。そんな取り組みもあります。それを全市の中でひとつ取り組んでいこうかな、そういうことも考えています。

それと、やはり農業経営者、市の中で数多く残っていただきたい。それが課の実は認識にあります。ただ、全員が残っていただく手法もやはり何かあるのかなということで、大きな経営者だけでなくと。その中で特に稲作プラス例えば施設園芸、あるいは露地野菜、そういう形態が数多くあります。今までは稲作プラス花というのがあったんですけども、花の経営者はほとんど花専業で今行っているのかなと、そういうふうに思われます。そこで、ぜひ稲作プラス露地野菜、あるいは稲作プラス施設園芸ですか、そういう形態にもちょっと入り込んで、稲作は稲作で専業農家に土地を集積して稲作専業の農家が何か伸びる道、あるいは施設園芸をやっている、あるいは露地野菜をやっている方は、そちらで経営を伸ばしていく。そういうような形でないと、ともに倒れてしまっは大変なことになる。そんなことで、経営の中に入り込んで県の組織と一体となって取り組んでいきたい。

特に組織の問題につきましては、現在、農業経営改善支援センターということで、JA、あるいは農業委員会、農水産課、県の組織、一体となって農業者に支援していこう。そういう組織がございます。そこを母体としながら今後活動を展開していきたいな、そういうふう
に今、考えております。

それと、農業後継者につきましても、どのくらいの数というのがありまして、必ず我々は500を超えている認定農業者には後継者に育っていただきたい、そういうような形で、数的には考えております。これらの支援につきましては、先ほどの農業経営改善支援センター、これが基になりまして育成を図るべく、いろいろなこれから、先ほどちょっと申しましたように講座というような研修会を開催していきたい。現在、この支援センターが一つの業務としまして毎月2回ほど農林漁業金融公庫の職員に資金相談を、この市に来ていただいてやっていただいております。これは県下の市の中、町の中では初めての試みであります。

まだ、合併して間もないこの旭市ですので、我が課の方でもこれからどういうふうな形で農業後継者、数多く残していくか、そんなことで取り組んでいきたい。特にここにつきましては千葉県で第1番目の農業産出額の農業の町であります。全国でもこの間の数値を見ますと5本の指に入る、そういう町でありますので、この産出額を落とすことなく、さらに伸ばすような施策を展開してまいりたいと思いますので、今度ともよろしく願います。

○議長（林 正一郎） 64番、阿部一成議員。

○64番（阿部一成） 国保税につきましては、これから平成18年度の予算編成の時期に入りますし、その辺についてのご検討もいただけるものだと思います。当初の合併にあたってのいろいろないきさつもあろうかと思えますけれども、先ほどの説明の中で、決算資料から私、ちょっと写させてもらったんですけれども、平成16年度の1市3町の財政調整基金で7億1,400万円、平成17年度はこれが9億2,000万円になっているんですけれども、この数字が違っているのか、それともそちらのとらえ方が違っているのか、その辺のところはちょっと定かではありませんけれども、16年から17年にかけて約2億円くらい増えている。その2億円が多いか少ないかということはまた別の話になろうかと思えますけれども、こういう事例もありますので、値上げするのは慎重にしていきたいというふうに思います。

先ほどちょっと触れましたけれども、やはり県下で国保税の割合、応能割と応益割ですか、これを50対50にしようというふうな国や県の指導があります。しかし、現状ではやはり70対30というのがこの辺の平均値であります。やはり、そのように本当に応益にウエートをかけることは、難しくなっているんだというふうな状況であります。ですから、応能割を

1%上げても相当大きな税収になろうかと思います。一番やりやすい方法だと思いますけれども、しかし、その辺のところは市長もご存じのように、中央病院管内の自治体の医療費は群を抜いて安いんですね、千葉県の中でも。そういうところにやはりウエートを置いて、健康管理と併せてその辺のところを国保財政に反映させていただきたいと、このように思います。

それと、事務上の問題につきましては了解いたしました。今後、そういうことの無いように、また、合併もそうちょくちょくあるものではありませんので、そういうことは今後は起らないだろう。また、システム上の問題については、これは習熟することによって、また配置することもできると思います。間違いの無いように、市民に余計な負担のかからないような方法をとっていただきたいというふうに思います。具体的な問題については、また担当者の方にお伺いしたいと思います。

最後に、農業問題になりますけれども、先日、先ほど話のありました旭市周辺の切り花や鉢物の栽培農家が、成田のホテルで見本市みたいなものを開いたと。先般、東京のビッグサイトで世界の花ということで、アイフェックスと言いますが、International Flower Expoでいいんですか。世界の花の業者を集めて大きなイベントを行いました。地球の裏側、コロンビア、ペルーの方からも大量の花が日本に送られてきています。そういう中で、それに太刀打ちしていく、そういう農家も育てていかなければならない。

一方では、ご存じのようにWTOの問題もありますし、牛肉のBSEの問題もあります。こういうことを踏まえて、本当に組織的に地方自治体も担当者は腰を据えてかかっていかないと、地域の農業は守れないというふうな状況になっております。市長にも関心を持っていただいて大変ありがたいと思いますけれども、この地域の農家が安心して仕事に励み、現在、全国でも北海道に次いで2番目の農業生産額を上げているこの千葉県、特にこの東総地域も大きな力を持っております。

かつては、安房郡の方が鉢花とかいろんな鉢物の生産では、大きなウエートを占めておりましたけれども、現在は若い人が比較的多いこの東総地区の方が勢いが付いているようです。いろいろな面がありまして、農業に対しての大きな力を、潜在的な力を持っている。これを十分伸ばしていただけるよう、特に農水産課のご努力をお願いしたいと思います。また、農業委員会を通してそういう後継者の問題、また農業の中の業種の問題、それから後継者を育成する問題、これらについても協調して組織的に検討していき、そして実際に働きかけていくということが大事だと思いますので、この辺もよろしくをお願いしたいと思います。

できれば、農水産課の方で近いうちに、もっと具体的な目標を立てていただくということが大事だと思います。農業経営基盤強化促進構想も、当初はそういう目的を持っていたんですけれども、なかなか時代の進展とともにその辺の問題もずれているということもありますので、その辺を見直しながら、積極的に農業政策を進めていくということが大事ではなかろうかと思います。最後になりますけれども、それぞれの担当課の中で農業の問題、それから医療、国保の問題、これらについて最後に、今後の体制についていろいろとお考え、ご意見を伺いまして、私の質問を終わりたいと思います。

よろしくご意見のほど伺わせていただきたいと思います。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の再々質問に対し答弁を求めます。

保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） きょうの新聞等にも出ておりましたけれども、国の方で医療費の抑制というのに今、一番力を入れているというような話がちょっと出ておりました。その中で、ここに病院もありますけれども、診療報酬の改定、何かその辺が一番最重要課題ということになっております。その中で、要するに我々が担当しております国民健康保険、あるいは老人保健等の財政の中で医療費、その抑制を図っていくと。その中で国の財政を豊かにして、その財政はお金はいろいろな方面に使っていくというような形、新聞でちょっと書かれておりましたけれども、うちの方としましては、この中で医療費の適正化ということで、一番の問題が中・長期の適正化対策として、生活習慣病の予防というようなことに、力を入れていくというようなことも言われております。

そういう中で、我々国保を預かる立場としまして、関係各課の中で、いわゆる医療のかからないような健康な施策を、今後展開していかなければならないのかなというような形でちょっと考えておりますけれども、そういうことでどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（林 正一郎） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、農業の問題につきまして回答させていただきます。

今、お話のありましたように、基盤強化法に基づきます構想につきましては、今年度3月をめどに見直し作業を進めております。県の方の中でも特に所得目標については、若干、相当下げなければいけないのかな、そういう議論も今しております。特に北海道なんかにつきましての事例を見ますと、700万円から440万円に下げたとかそんなこともあります。その辺の議論につきましては、農業委員会さんにも案をお示ししまして、その中でいろいろなご意見をいただきたいな、そういうふうには考えていますので、よろしくお願いいたします。

それと、先ほどの花の農家のフェスティバルですけれども、市長も忙しい中、実は行っていただきました。うちの担当も行きまして、あれは素晴らしいということで、特に誰が企画ではなくて農家が企画しまして、自分たちで販売戦略をやる。そんなことで、そういう農家を数多く市内で作りたいな、そんな意味で実は花の経営者に学ぶというようなタイトルで来週、全農家を対象にしまして研修会を開催したいな、そういうような形で考えています。

特に課の中では、そういう経営者の集まる組織が欲しいなど。認定農業者の組織から、そういう方々が組織をすることによって自分たちのいろいろな悩み、あるいは失敗したこと、あるいはよく経営改善していること、そういうものにつきまして共有していただいて、いち早く他の地域に先駆けて経営が伸びるような、そういう施策を考えたいと思いますので、今後ともよろしくお願いします。

○議長（林 正一郎） 阿部一成議員の一般質問を終わります。

一般質問は途中ですが、11時10分まで休憩いたします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時10分

○議長（林 正一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

◇ 嶋 田 正 治

○議長（林 正一郎） 53番、嶋田正治議員、ご登壇願います。

（53番 嶋田正治 登壇）

○53番（嶋田正治） 日本共産党の嶋田正治でございます。

まだ、ちょっと体調を崩しまして手術したばかりのほやほやの状況でございますので、多少、お聞き苦しい点があろうかと思いますが、最初にご了解をいただいております。

（「無理するなよ」の声あり）

○53番（嶋田正治） 無理なんかというのはできようがありません。そんな余裕がありませんから。

では、平成17年（2005年）の旭市市議会の第2回定例会におきまして、市民を代表いたし

まして一般質問を行います。

私は大きく五つの問題、そして、その各問題の項目に対して、順を追って市長及び関係市当局のご答弁をいただきたいと思う次第でございます。

その第1は、市長の市民懇談会開催についてであります。

市長は、市長選挙の公約の一つにもなっております常総新聞の5月19日付には、次のように開かれた市政という角度でお述べになっておられます。要するに自分の思いを明らかにして、そして市民に耳を傾ける、耳を傾けるだけでなくよく聞いて、できるものはぱっとやると、こういうように私は期待しているのでございます。この姿勢は、初心忘るるべからずということで、新市第1号の市長でございますから、これから倣っていける、みんな次々と倣わせていける、そういうようなふさわしいことでございますので、ぜひ、今後ともお続けになっていただきたいと思うわけでございます。また、行ったことに対する評価を日本共産党として私は評価いたします。

その次に、まず、この問題で具体的に今までの経過なり、そしてどんな内容でこれをやられたのか。あるいは市民の参加状況と主なご意見、どんなことで話し合われたのか。市民の声がどう受け止められたのか、お聞きしたいと思うのであります。まして今、選挙を目の前にしておりまして、立候補される方も非常に耳を傾けていると思いますので、どういう内容であったのかと、市民の声がですね。

三つ目には、今後のこれを聞いてその対応として、市政にどう反映させていくのか。そして、これをただ聞いただけでなく、どう具体化して実現していくのかという今後の問題であります。私はとりわけ考えたいのは、市長がご出席になって、皆さんの話を聞きたいと言いましても、やはりたゞいま同僚の阿部議員が質問ありましたように、いろいろこの各分野での国保税の問題だとか、あるいは道路の問題だとかいろいろな問題が、しかも細かな問題で切実な問題として、問題になっていると思うんです。こういう面では、一面ではアンケート調査というのもやった中で、問題を濃縮された中でやった方がなおよかったのではないかと思います、市長のご見解を伺いたいと思います。

次に、阿部議員の質問されまじたいわゆる旭市の基幹産業、農業の問題であります。

最近の状況を見ますと、政府は2004年の農業白書というものを農林水産省が出し、これを閣議了解しているんですね。そういう中で、2004年度の白書として食料・農業・農村の動向というか、そういう形で発表されているのでございます。これによりますと、やはりどうも2000年から始まって10か年計画で食料自給率が何と40%から5%引き上げようと、10年計画

でね。今年は2005年でちょうど半分に来た。ところが、実態としてとてもできっこないという事で、さらにもう5年引き伸ばすというような農業の基本的な計画を作ったわけであります。

日本のこの食料自給というものの推移を見ますと、非常に貧弱なんですね。ちなみに、数字的なことを申し上げますと、1965年がカロリーベースで73%あったんですね。それが今や40%と。それから、穀物自給率が、動物の飼料を含む重量ベースで62%あったんですね。これが27%にまで下がってしまった。では、世界的にこの地位はどのくらいの位置を占めているんだろうかというものを見ますと、オーストラリアが230%の自給率ですね、食料自給率が。これは2002年の統計であります。それからフランスが130%、アメリカが119%、ドイツ91%、イギリス74%、スイス54%、お隣の韓国が50%で、我が国が40%と今なっているんですね。世界的に申しまして、国連加盟国が190何か国があるんですが、一番しまいの方なんです。というふうに聞いております。

そういうような状況で、我が国の中で食料危機は市長もお述べになっております。常総新聞の中で、次のようにこの食料問題についてお述べになっています。市長は旭市は気候が穏やかで農業が順調に発展し、基幹産業の一つになっている。合併後は飯岡漁港も加わり、さらにベースとなる産業に幅が広がります。これらの資源を活用して首都圏の食料供給基地にしていきたいと、夢を、夢ですよ、夢をお語りになっています。

夢でなく実際の問題として、新旭市は重大な地位を占めているんだと。それというのは、さっきも申し上げましたように、日本の中でも千葉県は農業の屈指の地位にあります。その中でもまた屈指の食料生産基地であり、屈指の農業生産の基地であるわけです。ここでおかしなふうにこけちゃったら、我が国のあれはさらに一層ダウンしていくということにならざるを得ないと思うのであります。そういう面で、旭市の農業、私も農業をやっておりますが、市長も豚を飼っています農業者です。何とかして、国のそういった不安といいましょうか国民の不安を解消する、我が国の食料自給を回復するという面におきまして、この食料の問題というのは大変重要な問題だと思うわけであります。

そこでお伺いしたいのは、今度の新しい農業基本計画、その前の計画の違い、あるいは市長のこの全体の計画に対してのとらえ方、どういうふうにこれを受け止めているのか、お聞きしたいと思います。いわゆる政府の農政改革と言いますけれども、実質農政改革にこの新しい2015年までの作り替えられる計画に、どのような評価を持っているのか、この辺のところまでお聞きしたいなと思います。

そして、再延長いたしまして、自給率が45%にもう5年引き伸ばしても、果たして恐らく今の状況の中では難しいではないかと私は思うのです。それというのは、担い手がうんとレベルが上がってしまいました。ですから、今まではすべての農家に対して、農業の対象という形で目を向けていたのが、今度は普通のこの辺では4町歩以上、北海道では20町歩と。所によって、中山間地では県知事の特別な配慮によって緩和することもできるという、そういうふうにはなっておりますが、そういうような大規模化というので、本当に我が国の食料自給が可能なのか、アップすることが可能なのかということであります。

そういう面では、今までも大規模化としてやってきた結果がこうなっている。今、農家が苦しみ、そして自給率が下がった主な原因というのは、一方で米を減反して作らない作らせない、そして、そのために予算を使い、そして同時にもう一方では外国から少なくなった以上にじゃんじゃん輸入していくと。この基本体制を続けていく中では、私は日本の農業は崩壊すると思います。そのくらいの重大な問題だと私は思うんです。

自動車は油がなければ走りません。人間は食料がなければ生きていくことができません。今までお米なんかでも対象者となっていた農家ですが、お米の生産を保ってきたのは8割以上が兼業農家でもってきたんです。それがごく少数の人に握られていく、やられていくといえますか、そういうこと。もう一方では、後継者がもうからないからやりたがらないと。こういうような状況の中で、ただ大規模化したからいいものではないと私は思うわけですが、市長のご見解を承りたいと思うわけであります。

そうした中で、食料5か年計画に対する再延長に対してどういう考えを持っているのか。計画の内容とこれに対応した各市町村でやってきたこと、そして、これからこの再延長に対して、政府の一応出してきたことですから、やはり全く無視するわけにはいきませんので、これに対応していかななくてはいけないと思うんですね。そういう面で、どういうふうに対応していくのかということを伺いたいと思うのでございます。

そして、今申し上げましたように、米の生産調整はいまだに減反をやらせていく。そして、農産物の自由化ということでは、最近安いものが入ってくるだけではなくて、おまけが付いてくるんですね、BSEとか何か横文字のやつがだいぶ。鳥インフルエンザ、これは輸入とは関係無いと思いますが、こういうような問題が次々とおまけとして来ている。かつて無い病気もどんどん入ってくる。こういうようなことであるわけです。そして、そういったものに対する考え方というものは、改めてできるだけ自給できるものは自給していくという、そういうことが私は必要だし、また、旭市の置かれている立場から言っても、絶対にこれ必要

だと思っわけであります。

そこで、次には認定農家ということで、これからこの新しい基本計画を実践していくその一つの要件として、認定農家というのが主にならなくては、これがないということでありまして、この認定農家の現況、経営はどんな経営を今やっているのか。そして、これに対してこれからの旭市の農業を立て直していくための認定農家の果たす役割、私はこれを見無視するわけにはいかないと思いますので、私自身も面積的には六・七町の百姓をやっておりますので、息子がやっているわけですがけれども、そういう面でも興味も持つわけであります。そういう役割としてどうなのかと。

それから、もう一つは市民農園の問題であります。調べてみますと、かなり増えてはきているんですが、旭市では私のパソコンの中では1か所しか無いんですね。であります、今、政府もこの問題で都市と農村を結ぶ対流・共生と、こういうようなことで、ただ、大型のものだけではなく、生産者、そして消費者が直接交流していくと。そして、お互いの食の安全、食を通じた都市と農村との交流というものを政府としても、大いに出してきているわけでございます。

こういった中で見てみますと、何か地方公共団体があれしているので平成15年で2,258件、農業者は149、農業協同組合が481という中で、全国的にはだんだん増えてはいるんだそうですが、なかなかこの辺ではまだ始まったばかりと。海上に1か所ですか、そういう状況でございます。どんな形でこの市民農園を進めていくのか。この市民農園は、私もその中に実は、農事法人組合の多古旬の味産直センターというのに私も属しております、米の市民農園やっているわけです。ただ、それは結局食べに来てお祭りをやって帰っていく。あるいは田植えだとかいろいろなことをやる。それはいいわけですが、やはり帰ってしまうんですね。

そこで、これからやはり日帰りのあれと、もう一つの方法としてドイツでもグリーンツーリズムの中心的な役割を果たしている、いわゆる長期滞在型の市民農園というようなのがクラインガルテンというところで行っているから、クラインガルテンという方法という、こういったのがドイツではやられて、日本でもそういったのは旭市なんかこれからの人口構成、推移を見ますと、どうしても何か減少傾向にありますね。シミュレーションでそうなっているんですが、そうでないようにしなくてはいけないわけです。そのためにもこのクラインガルテン、ベロをかんじゃいますが、こういったことに対する取り組みをこれからどうするのかという問題も、市長もこういう問題についてご理解のあるご意見をお持ちであるようでございますので、その考えについてもお聞きしたいと。その実施計画と具体化について伺

いたいと思うわけであります。

それから、もう一つ、これをよくしていくためには新旭市の農業の特産物を指定して、ある一点突破をばっとする。そういったので今やられているのでは、お隣の八日市場市や光町、あるいは野栄町、じき合併するわけですが、昭和60年から光町価格保証制度という、町そのものが事業主体となってやる価格保証制度等をし、国がやらないからそういったことでやって、八日市場市あるいは野栄町だとか、こういうネギの今周年栽培化され、そしていまだに大きな産地として、これは古い資料なんですけど、延べ面積で147ヘクタール、ネギです、314戸。飯岡町の戸数とあまり変わらないほどのあれで、たくさん作っていただいている。

これが続いているのは何なのかといいますと、やはり価格保証制度を独自の市の政策としてやっているというふうに聞いているんですが、この問題に対してどういうふうにお考えになり、そしてこれからこういった問題について、旭市でもやはり一定のそういった旭市独自の農産物、とりわけ露地野菜というのは非常に天候によって左右される、こういう問題もあります。価格も非常に不安定だということで、とりわけ今、私がちょっと思った中では、パセリなんかというのは飯岡では非常に大きなシェアを占めている。そして、海上も今作られてきている。旭でも十分作られていると思う。あるいは大根とかキャベツもありますが、こういったのをやはり一つの何かを柱として、旭市としてもやるんだぞと、頑張るんだぞというこういう姿勢が私は必要だと思うんです。そういう点で、今隣の町でもそういったことがやられているようですが、これらに対する市長のお考え、そしてやるとしたら、どういうふうな形でやったらいいのかということについて、伺いたいと思うのでございます。いわゆる特産地作りです。

それから、その次は道路問題であります。だいたい舗装した所の欠陥というか、せっかく作ったのですが、やはり傷んでくると。これに対する補修が遅れているというような話が今ありました。そういう問題も今確かにある。では現状としては舗装の状況というのが一体どういうふうになっているのか。旧市町の側から引き継いだわけですが、その状況はどうなっているのか。そして、今補修についてはどのような方法でと、これは阿部議員のお答えの中であれですから、お答えが重複する問題は省いていただいて結構です。

もう一方では未舗装の所がある。これに対する今後の取り組み方、そして現状がどうなっているのかと。そして、今後これをどういうふうにして舗装化していくのか、ちゃんとしたものにしていくのかということについて伺いたいと思います。

それから、旧飯岡町で今まで実施してきた舗装の原材料の生コンクリートの助成の問題であります。旭市なんかでは平らな所ですからあれですが、実際、私の住んでいる所旭市塙ですが、谷津田とかそういった所は大変わき水だとかがあって、排水路がじきに詰まってしまう。道が悪くなるから道普請、道普請といって毎年やっている。今でも砂利を入れているわけではありますが、それだけだとどうしてもわだちのはみ地がありますので、どんどん下へ沈んでいく、毎年沈んでいってわきから土が盛り上がってくる、こういう現象があるんです。

そういう所に全部ではなく、材料だけ出していただいて、そして自分たちで簡易の舗装をやるということで、飯岡町では今、向後悦世議員のご地元であります上永井地区なんか、ほとんどそれで完備されております。南町もそうですね。今、塙地区でもそういうまねをしてやり始めて、これから先一体旭市になったらどうなっちゃうだろうかというようなご心配をされている人もおりますので、これを確認したいなと思っているのであります。

なぜ、コンクリートのあれがいいかというと、普通の砂利舗装だけだと毎年同じ所で同じように何十年と繰り返すわけです。お金がかかるのは、いわゆる材代より何より、要するになおらいの方がお金かかる。これ本当の話、そうなんです。道は一向よくならないわけですね。これではやはり予算の無駄遣いになるのではないか。簡単なもので、自分で生コンをあれして自分たちの方でやるわけですから、道路に対する愛着もまた別な問題があるわけです、暑いさなかにやるわけです。

そういうようなことが一度に全部はできないと思う、予算の都合もあってね。あるいは労力の都合もあってできないと思いますが、こういったふうなことについては旭市の市長はなかなか分からないと思いますので、ぜひ、そういったことは引き続き、それこそやっていたきたいと思うのでありますが、市長のご見解を承りたいと思うわけでございます。

次に、今マスコミ等でも大問題になっておりますアスベスト、石綿についての対策についてであります。

アスベストというのは聞きなれない言葉ですけれども、非常に身近な問題だと。一番近いのは蚊取り線香の蚊取りマットが石綿なんですね。あれを吸いますと中皮腫と言いまして、ガラス繊維でできておりますので、刺さってどんどんそれが内臓を侵していく。そして、しまいにはがんになる。そして、また肺がんとかも引き起こす。これはどういうところで使われているのかと言いますと、やはり今、学校でもどこでもあります。実際の建設業界の中でもハンドメイドで使われた分がまだ分からないので、あったということがあります。

このアスベストでこの5年間で約1万5,000人超の方が、これは環境省が試算した数字で

すが、お亡くなりになっているというかな、そういう状況で、今までなぜ分からなかったかと言いますと、なかなか即ぱっと出てこなかった。それを吸い込んでから約30年、40年たって出てくるということで、知らず知らずに今までやってきちゃったんだね。だから、実際にこれらに対する対策というのがほとんどやられないまま今日まで来ている。

そういうわけでございまして、これらに対して旭市としてこのアスベストの健康に及ぼす影響について、やはり今急にこうなったわけではないわけですから、どのような認識を持っていて、そして健康にどのような影響があるのか。今、私ちょっと述べましたが、もっと詳しくお聞きしたいと思います。

それから、学校など公共施設の調査状況。調査してきたのか、あるいはしているとすれば、どの程度までやっているのか。それから、この問題について状況とともにその対策、これをどうとってきたのか。この点についてお伺いしたいと思います。

それと、もう一つは住民が分からないわけですね。分からない。あらゆる所に使われている。そういうものでありますから、建設関係の方だとか実際に中皮腫になって、あるいは肺がん等で、実際にどの程度の旭市の市民の中に、そういう患者さんがいらっしゃるのか。分かったら、分かった点だけでもいいから教えていただきたいと思うんです。

そして、この分からない住民に対して、広報を通じてやはりちゃんとこれを知らせていく必要があるわけです。今、政府も非常にこの問題を重視しまして、アスベスト被害救済法ということで遺族に、亡くなった人に対して一時金として260万円ということで、我が党も一生懸命やっておりますが、公明党もこういったことでもうちょっと上積みしろということで要求していると、こういう段階であります。

そういう面で、広報、PRというのは最も大事で、そういうすばらしいあれがあるのに、知らないであの世へ行ってしまうということは残念な話であります。だから、そういう面で、それらの方々だけでなく、知らないでいる人たちに知らせていく必要がある。それをぜひともやってもらいたいと思うのでありますが、その実施の仕方やあるいはどんなふうにして実施をこれからしていこうとするのか、その点についても伺いたいと思います。

ちょっとこの内容の中では葬儀料も20万円、もし亡くなった方は、残念にして、だとか、具体的なそういうあれが出ている。政府が言っているんですから間違いのないことです。だから、そういう面で我が地方自治体の大きな仕事である地方自治法第2条第1項か2項の中の、住民の生命の安全と健康と福祉を保持するという、この直接の命題にもかかわる問題でもありますので、この点につきまして伺いたいと思うわけであります。

続きまして、5番目であります。5番目は旭中央病院飯岡診療所の運営状況と、その利用状況についてお伺いしたいと思います。

だいぶデラックスな建物でございまして、こういう立派な建物。非常にすばらしいあれなんです、なぜか午前中しか開業しないで、そのほか土・日、祭日は当然休みですから、あまり効率が、活用されるあれが非常に限られてくるという意味で、高齢者人口が増えている中で、やはりせっかくの立派なこの施設、用地2,397平米、鉄筋コンクリート2階建てで全体の延べ床面積が629.426平米ということで、平成14年4月に開設したまだほやほやの。ところが、なかなか医師不足だとか何とかでこれが午前中でもって帰られちゃうと。これではちょっともったいないのではないかなというふうに私は思いまして、この問題をあえて取り上げたわけであります。

旭中央病院も、確かに見ますと、どんどん患者数が1日3千何百人ですか、今ある。こういうようなことで非常にごった返している。待ち時間なんかも非常に気になる。長くなるということで、今、ITが進んでおりまして、レントゲン撮ってもいちいち全部持って歩かなくてもいい、そういう技術があるわけでありまして、これは合併していろいろな各支所の更新もそういったことで大いに効率化していると、こういうようなことがあるわけでありまして、とりわけ慢性疾患とか子どもたちが急に夜痛くなるとか。

今、正直言いまして救急車も大変な出動回数になっている。どうもやりきれない。どんどん患者は増えてくる。すばらしい資金をどんどん入れて毎年10億円くらいの予算を投下して、先進的な医療器具の導入がされている。PETといいますか、陽電子放射断層作成装置という形で、全国に何台も無いのが入ってすばらしい。だから、全国から集まってくる。

そうすると、今度それに対する設備、お医者さんも足りなくなる。そして、また施設が足りなくなるからどんどん大きくなる。幅が広がっていく。それは結構な話であります、やはり、もとをただせば1市3町の先輩の皆さんが当初は診療所的な角度、私も旭農業高校へ行って野菜売りに来たりしておりまして、そのころよく分かるんですが、あれからもう隔世の感があるんですね。広がって大きくなって。このままで行くと旭部落中が中央病院になっちゃうのではないかなというようなほど大きくなったこと、これは結構ですが、同時に地域の医療、これをきちっとやっていかなければ、結局待ち時間の問題で、お年寄りなんか病気を直しに行って、それこそ風邪引いてきて肺炎起こしておかしなふうになっちゃって亡くなっちゃうとか、笑い話にもならないようなことがもう一方で起きる可能性がある。だから、無いわけではない、立派な施設があるんだから、1日の診療はできないのかどうか。ぜひと

もお伺いしたいなと思うわけであります。

もし午前、午後でこれをぜひともできないかどうか、ぜひともこれは明確にしてもらいたい。できないとしたら何の理由か。そしてやるとすれば、せっかくあと人的なお医者さんと看護婦さんがいればできるわけですから、これから病院を建てるわけではないですからね、そういう点で地域にも100万人の保険のあれにも、大きなあれにも、福祉と健康を保持するという面で役に立つけれども、肝心の地元もしっかりと見据えていただきたい。このことに対する考えをお聞きして、第1回の質問を終わります。

ありがとうございます。

○議長（林 正一郎） 嶋田正治議員の一般質問は途中ですが、昼食のため1時まで休憩をいたします。

休憩 午前11時55分

再開 午後 1時 0分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の都合により、議長に代わって議事の進行を務めますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

嶋田正治議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 嶋田正治議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、質問の1点目で行いました市民懇談会についてということでございますけれども、このことは私のいわゆる公約でございまして、市民の声を大いに聞かせていただく。そして、市民の声を行政に反映する。同時に、この市政懇談会等を通じまして我々行政の抱えている問題点、あるいは考え等も市民の皆さん方に十分お話をさせていただいて、そしてご理解をいただきながら、市民の皆様方と一緒に行政に取り組んでいく、それが私の公約でもあり、考えでもございますから、そういった視点のもとに市民懇談会を開かせていただいております。同時に、今回の市民懇談会の一番の大きな目的は、この後総合計画を策定させていただきますので、その総合計画の中に市民の声をできるだけ生かしていきたい、そういった思い

のもとに市内15の小学校区で、小学校でその地区懇談会を開催させていただいております。

現在、10校が終わりました。その中でも飯岡小学校の時に一番多くの市民の皆さん方がお集まりいただきまして、100人を超える皆さん方のご参集をちょうだいいたしまして、いろいろなご意見をちょうだいいたしました。そのことをしっかりと、これからの総合計画の策定の中に生かさせていただきますし、同時にその策定計画とはまた別の意味でのご意見に対しましては、行政にしっかりと取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、次の農業問題でございまして、政府の農政改革に対する考えはというご質問がございました。この農政改革、これから政府がどういった取り組みをしてくれるのか、しっかりと見守っていきたいと思っておりますけれども、そういった中で、国は平成19年から導入する品目横断的な経営安定対策として、経営所得の安定対策の導入を予定しているようでもありますけれども、その対象がこれまでの全農家に対するものと違って、今度は担い手の経営に着目して行っていくというようなことでございます。そういった意味合いから、嶋田議員の質問の中に、大規模農家だけ優遇するというような形では、農業が成り立っていかないだろう、そのようなお話がございました。私も全くそのとおりだろうと思います。

この旭市で取り組んでいく対策といたしましては、ひとり立ちできる農家の皆さん方には、そのようにこれからも頑張っていっていただく、あるいは法人化をしていただいたり、あるいは大規模経営の中でしっかりと、株式会社等が参入してきても、それに負けないような経営体を作っていただく、これがまず一つでございますし、小規模の農家の皆さん方にとっては、これまで農協が中心に行ってきたように、大勢で一つグループを組んで、そしてしっかりと大規模農家、あるいは株式会社等に負けないような経営を作れるように、側面からバックアップをしていきたい、そんなふうに考えております。

そして、その農業政策の中での質問の市民農園でございますけれども、この市民農園はこれからも生産者と消費者の交流、そしてできれば農業の大変さもそういった中から知ってもらい、また、物を作る楽しみもそういった中で消費者の皆さん方に知っていただければ大変ありがたいし、同時に私が期待をいたしておりますのは、生産現場をしっかりと消費者の皆さん方に見てもらいたいな、そういった生産現場そのものを見られるような、これから取り組みというものもぜひ行っていきたい、そのように考えております。

それから、クラインガルテン、いわゆる滞在型の、市民農園はどうだというお話もございました。そういった方向にまで進んでいければ、より一層いいことでございますので、そういった方向を目指して頑張っていきたい。今、少し考えておりますのは、海上にはキャンプ

場がございます。こういった施設等も生かして滞在型の少し長期滞在とはいかないでしょうけれども、そういった市民農園等の取り組みもしていただければ、大変いい形がとれるのではないのかなと、そんなふうにも考えておりますので、この辺でもどんな形にしていっていいのか、積極的に取り組んでいきたい、そのように考えております。

それから、いわゆる特定作物、特産地作りという形で光町等のネギ等も例題に出されましての質問がございました。こういった面での取り組みには、旭市の場合にはキュウリ、トマト、あるいはイチゴ、そのほかパセリ等いろいろな作目がございます。そういった意味で、一定の作目だけというわけにはなかなかいかないだろうと思いますけれども、こういった形がとれるのか、いろいろな意味でこの地の農業をしっかりと守っていくために、頑張って農政を考えていきたいなど、そのように考えております。

道路の舗装の問題でありますけれども、旧飯岡町で実施してきた生コンクリート材の助成という問題がございました。湿地の所の道路舗装の問題等、市長に分らないだろうというような質問もございましたけれども、確かに谷田等の問題というのは私はあまりよく分かりません。ただ、女房の所がそういった所も持っておりましたものですから、全く分らないということとは少し違いますけれども、こういった生コンクリート等の助成については、担当課でしっかりと取り組ませていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

私からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 助役。

○助役（重田雅行） それでは、私からは、嶋田正治議員のご質問の中でアスベスト対策、そのうちの学校など公共施設の調査状況と対策ということについてお答え申し上げます。

市の方では市内の小・中学校、庁舎等につきまして、方法としましてまず設計図書による確認と建築士による目視調査というのを実施してまいりました。その結果を申し上げますと、市内の小・中学校におきましては20校中11校、社会体育施設、社会教育施設にあっては18施設中4施設、保育所につきましては15施設中1施設、それから本庁舎、各支所、保健センター、水道関係の施設等の庁舎にありましては、27施設中6施設におきまして、アスベスト含有の可能性のある吹き付け材を使用している箇所があるということが分かっております。

この中で現在、飛散しているというような状況にある所はございませんけれども、飛散のおそれがあるということで、小・中学校4校につきましては、これまでに囲い込み等の応急対策を実施してきたところでございます。また、当面危険性は無いと思われるその他の施設

の箇所につきましては、現在、分析調査を行うこととしておりまして、調査に入っているものもございますが、その調査結果を受けまして、今後、必要に応じて適切な対応を講じてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） それでは、嶋田議員の質問の中の1番目の市民懇談会、ここのうちの参加状況、それから主な意見につきまして若干ご説明申し上げます。

まず、参加の状況でございますけれども、10か所既に実施しておりまして、合計で578名の参加がございました。

それと、主な意見でございますけれども、道路関係の整備、それから清滝バイパスであるとか中央病院のアクセス道であるとか、あと生活道路、歩道の整備等のご意見が出ております。それと、不法投棄等のごみ対策、排水の整備、それからあと農業関係の振興、それから後継者対策、また防災無線、消防施設等の防災体制の充実の関係、学童保育の充実などの子育て支援、少子化対策、そういったものを満遍なく出されている状況でございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の農業振興につきまして、幾つか担当課の方から答弁させていただきます。

一つに、食料の5か年計画の問題であります。計画の内容とこれまで対応しました各市町の実施策、あるいはこれらの再延長になった原因、その辺につきまして、ご承知のように食料・農業・農村基本法、本年3月に閣議決定されました食料・農業・農村基本計画の中で、平成22年度の食料自給率目標を45%と定めております。ただ、輸入農産物等の増加等からなかなか目標達成が困難な状況、そういうことでよく言われております。特に飼料自給率、家畜のえさでありますけれども、現在は25%前後と本当に低い状況でございます。

ただ、本市にありましては一部琴田地区、あるいは干潟地区等で今まで農地にすき込んでいました稲わら、あるいは麦を作った後の麦わらですか、そういうものをすき込んだり、あるいは一部、今は燃す方は少ないんですけれども、そういうことでそういうものを一部の農家集団が食料自給率の向上というようなことで、家畜のえさに収集を実施している所もあります。そういうものにつきまして、これから市の中で全体で取り組みできるようにしくみづくりを担当課としては考えていきたいな、そういうふうに今考えております。

この計画の再延長の原因、これはご承知のように農産物を海外に依存しなければならないこの日本の社会構造にあるのかな、そういうことで考えております。

次に、米の生産調整につきましての考え方でありますけれども、ご承知のように今までは国が主食というようなことで、本当にお米につきましてはいろんな施策をしていただいております。ただ、これからにつきましては農業者、あるいは農業団体、これがひとつ主役となって米作りのシステムを新たに構築していく、そういうことで今言われているわけでございます。

今、我が課の方でもJAにもうちょっと販売面、いろいろな面で努力をしていただこう、それと我が方の課と一緒にいろいろな面でできることは行政、団体でやっていこう、そんなことで進んでおります。そういうふうなことで、地域農業水田ビジョン、現在旧1市3町でそれぞれ四つの計画があります。これを平成18年産のお米から一つにまとめて、市のこれからの水田農業のあり方、そういうものを考えていきたい、そういう際にはいろいろな面で関係機関の方々の意見を聞きながら作っていききたい、そういうふうに今考えております。

それと、農産物の輸入自由化拡大の関係でございます。先ほど議員からいろいろな面で統計資料等をいただきまして、本当にありがとうございました。我々もこの食料自給率は、日本というのはすごい国だなというふうに理解しております。実は、世界の173か国の中の穀物の自給率、これを見ますと日本は124位というようなことで、さらに人口1億人を超える国の中では実は最下位の国でございます。あるいは、世界の人口が現在62億、この10年間で2倍になっております。2050年には89億というようなことで推計されておりますけれども、こういうような人口の増加、あるいは世界的な異常気象等もあります。こういうものが続く中で、欲しいものは日本はすべて輸入すればいいんだと、そういう考えにつきましては極めて危険かなと、そういうふうに理解しております。

そうした中で、市の農業振興の中では輸入農産物に負けないような取り組み、一つには消費者が求めますちゃんとした生産履歴がはっきりとした安全・安心の農畜産物、そういうものの生産の取り組み、あるいは消費者と都市との交流の中で消費者に理解される農業の取り組み、そういうものにつきまして食料供給基地であります旭市のPRを、今後しっかりとやっていきたい、そういうふうに考えております。

あと、認定農家の関係でございます。ご承知のように市の中では500名を超える認定農業者がおります。ただ、旧市町の中で認定農業者の位置付けがどうもまだまだばらばらでございます。特に旧旭市、あるいは干潟町は結構専業農家に占める認定農業者の数は多くありま

す。ただ、いかんせん飯岡地区、あるいは海上地区、若干専業農家が多いんですけれども、認定農業者の数が少ない。これにつきましては我々もちょっと反省するべきで、これから認定農業者が、いろいろなメリットがございます。そのメリットをいかに農業者の方に理解していただいて認定農業者の方が担って、このメリットを使って自分たちの目標達成に近づくような、そういう運動をこれからやっていきたい。いずれにしても、プロの農業経営者として地域の農業の担い手としてして育成をしていきたい、そういうふうに今考えております。

あと、市の特産の関係でございますけれども、先ほどネギの関係をいろいろご紹介いただきました。我々も調べてみましたところが、ネギにつきましては多分議員言われておりますのは野菜価格安定対策かと思えます。いろいろな主要野菜が量が多くなってきて低くなって、あるいは量が多くなって値段が低くなってくる。そうなりますと、いろいろな形で消費者にもご迷惑をかける。そういうふうなものを価格保証というような面で、農家へサポートしている事業であります。

これにつきましては、国・県あるいは生産者の負担によりまして実施しているわけですが、ネギにかかわらず本市におきましても飯岡・海上地区のキャベツ、大根、あるいは旭・海上・干潟地区のキュウリ、トマト、海上地区のニンジン、飯岡地区のレタス、そういうもの等が実は既にやられております。ただ、ネギにつきましては特に我々調べた中でいいなという取り組みは、JA匝瑳さんの中でネギ専用の肥料、これを販売しております。この肥料をやって高くネギを売ろうよと、そういう取り組みをされております。そんなことで、これからはJAと一体となりながら市独自の特産地作り、そういうものにつきましても市の行政の中で考えていきたい、そういうふうに考えております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路整備に関する2点についてお答え申し上げます。

1点目は旧市町ごとの舗装状況と補修についてです。本年4月1日現在の舗装率で申し上げます。旭75.69%、海上45.92%、飯岡72.64%、干潟60.23%、全域では65.82%です。舗装道路の補修についてですけれども、各地共通で小規模な破損箇所は常温合材を利用します。大きな箇所にしましては加熱合材を利用して補修しております。

2点目の未舗装道路の補修の現状と今後の対応ですけれども、そのほとんどは碎石を敷設しており、今後もその作業を続けるつもりであります。それと、舗装新設工事につきまして

は、計画的に実施してまいります。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 健康管理課長。

○健康管理課長（浪川敏夫） 私からはアスベスト対策の健康の部分についてお答えを申し上げます。

石綿、いわゆるアスベストの繊維はその粉じんを吸入することにより肺線種症、悪性中皮腫の原因になると言われ、肺がんを起こす可能性があることが知られております。石綿による健康被害は、石綿を吸ってから、議員ご指摘のとおり長い年月を経て出てくるということになっております。例えば中皮腫は平均35年前後という長い潜伏期間の後に発病することが多いと言われております。そこで、現在の国の状況でございますけれども、発症の状況を見ますとそのほとんどがアスベストを生産する業に従事していた皆様方ということで、一方で消費する側、あるいはそれを利用する側では1名の例が挙げられております。

議員お尋ねの市内での状況ということでございますけれども、市内での発症の状況等についてはお聞きしておりません。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 環境課長。

○環境課長（堀川茂博） アスベストの（3）の住民への危険性に対するPRとその対応についてにつきましてお答えしたいと思います。

市としては国及び県のホームページを参考としていただくため、環境課のホームページにリンク先として掲載し、これらの情報等を速やかに市民にお知らせするとともに、環境課においては、アスベスト問題に関する関係機関の問い合わせ先等について、相談の対応をいたします。なお、建築物の解体によって生ずるアスベストの飛散防止措置及び届け出、廃材の処理は特別管理産業廃棄物に該当し、これらの対応については県の所管となっておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私からは飯岡診療所の運営状況とその利用状況についてお答えを申し上げます。

ご存じのとおり、飯岡診療所は昭和34年2月に旧飯岡町から旭中央病院がその運営を引き継いだものでございまして、議員ご指摘のように平成14年4月に、老朽化に伴いまして現在の場所に新築・移転をし、現在では平日の午前中に外来診療を行っているところでござい

す。移転当初は高齢化社会の到来に伴います地域の包括医療という観点から、一般の外来診療のほかに訪問看護やリハビリテーションの実施も目指されたわけでございますけれども、現状は外来診療のみということになっております。

利用状況につきましては、平成14年度の外来受診者数が5,076人、15年度が5,230人、16年度は5,439人、今年度の上半期は2,775人というような状況でございまして、わずかでございますけれども、増加傾向にあるところでございます。これを1日当たりで見ますと、平均受診者数22人ということでございますけれども、現状の体制での1日の診察可能人数は、最大で30人程度までというふうに考えられますので、今後の運営体制につきましては今しばらくの間は、現状の診療体制を維持するということで対応しながら、公営企業としての採算性ですとか地域医療の実情について、関係機関とともに検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 53番、嶋田正治議員。

○53番（嶋田正治） まず、第一に市長の市民懇談会ということで、意外とたくさんの人がそこに来ていた、そしていろいろな意見が出た。しかし、この意見を長期計画構想、基本計画のちょうど今半ばにあるわけでした、これにさらに加えていくということであろうかと思うんですが、そういう場合にはやはり、何か大まかな今のご答弁でありましたが、これは長期計画の計画というのは具体的にいつまでに作り、そしてどういう形でこれを執行していくのかという点がまだ何か漠然としておりまして、明確なご答弁をいただきたいなと思います。せっかくやった住民の意見が、予算の都合だとか、いろいろな都合で省かれていくというようなことであってはならないな、そんなことは無いと思いますが、その点についてお聞きしたい。

それから、今、意見の中でいろいろ出たと言いますが、私自身がちょっと考えているのは、旧1市3町の旭の方はいろいろいっぱいありますが、旧飯岡だとか海上だとか干潟とか、こういった所の庁舎はほとんど1階だけで、2階の方はほとんど使われないというような感じもしているんですが、こういった旧庁舎跡の利用なんかの意見は出なかったのでしょうか。何か合併したところ寂しくなってしまったなという、そういうような市民のあれもあるんですが、これらについてどういうあれが、また、その考え方について伺いたいと思います。

それと、もう一つは合併ということによって、当然高度な行政サービスというのがなくてはならないわけです。そういう点で、小さな町では保健師だとか土木建築技師だとか、いわ

ゆる専門職の対応はなかなかできないという中で、専門的かつ高度な行政サービスをやっていく面で、大きなふうになって合併したことは非常に有利だというその一方で、アウトソーシングという、大きくなったからこそやる業務委託、これがやりやすくなった何かと、ちょっとちぐはぐな感じもしないわけではないのですが、この辺の考え方というのはどうでしょうか。お伺いしたいと思うわけです。

それから、2番目に農業振興の問題です。私はやはり国の自給率を45%までに上げると言いますが、今までのやり方だとそんなに、大規模化すればと言いますが、大規模化したら確かに効率はよいところもあります。でも、旧飯岡の谷津田地区あるいは干潟、あるいは海上地区、こういったところは非常に谷津田も多いわけです。そういった所なんかは、どうしても取り残されていく可能性があるわけです。平たんな所はある程度可能かもしれませんが、そういった所については、いわゆる周辺部の谷津田地区に対する考え方というのはどういうふうに持っていったらいいものか、市長の考え方をお伺いしたいと思います。

それと、この間ちょっとNHKの特集番組を見ました。今、自給率が40%という最低の自給率であるわけですが、輸入自由化という中で、この窓口をどんどん広げていく。そうしますと、だいたい今輸入されている小麦あるいはトウモロコシ、そういった穀物類はどういうところで生産されているのかと言いますと、アメリカが特に多いんですが、地下水をくみ上げてやっている。いわゆる半砂漠地帯、年間の降雨量が400ミリか500ミリという砂漠に近いそういう状況の中で、インテグレーションといって水を1日中ぐるぐると回転しながら、80町歩くらいの円形で作っていく。こういうようなことをやりました。私、聞いてたまげたのは小麦1キロ作るのに、何と2トン車1台分2トンくらいの水がなくてはできない。それはみんな地下水からくみ上げている。では、地下水の埋蔵量がどうなっているのかというと、あと20年か25年くらいしかもたないだろうと。

我が国はアジアのモンスーン地帯であります。年間1,500ミリから千六・七百ミリ、多い時は河川がはんらんするほど水があって、そういうところで40%のあれだというようなこと。非常にただ単に効率的な問題だけでは、解決ができない問題ではないかと私は思うんです。将来的にそういった20年先、ちょっとの間に来ちゃいますので、世界の今の食料事情の状況を見ましても、非常に不安ということが言えると思うんです。そういったことの中で、今の新しくできた食料計画、自給計画、こういうものに対して、一体どういう考え方でいるのかというものは、ただ私らが単に消費者の立場だけでなく生産者の立場としても、やはり考えておく必要があると思うんです、作戦的に。そういう点で市長としてはその辺の考え方につ

いてどういうふうに思っているのか、伺いたいと思います。

ともかく20年か25年しかもたない。インドなんかでもそうなんです。だから、実質日本みたいにいっぱい雨の降るようなこういうところで減反をやって、そして砂漠でできたそういったものを安く買って、今の農業の水準を下げていくという、こういう状況ではやはり自給化計画はとてもできないと私は思うんですが、いかがなものでしょうか、お聞きします。

それから、そうは言っても効率的なものを全面的に、あるいは輸入も全面的にやめていくことは実際問題としてできないわけですし、だから、そういった中で早速我々とも直接関係ある中では、認定農家というものはどのくらい認定農家を増やしたらいいのか、またできるものか、その辺についてどういう考え方を持っているのか伺いたい。どのくらいの認定農家、今、国の指し示す4町歩以上が実際今の認定農家の中だって、実際問題として4町歩以上というのはかなり大きなものであります。だから、そういったのでどのくらいの人がどのくらいの規模でできるのか。

今、株式会社の参入なんかと言いますが、株式会社なんかといったら資本力でやってきますから、とても太刀打ちできない。普通の場合、4町歩くらいのあれではと思うんです。だから、確かに市民農園だといろいろなあれでもやりますが、方法も直売だとかいろいろあると思いますが、それだけでも全部が取り組めないわけですから、やはり総合的な考え方として、市は市としてのちゃんとした独自の方向というものを持つべきであると私は思うのでありますが、市長のお考えを伺いたいと思います。

次に。時間が無いか。

(「45分まで」の声あり)

○53番(嶋田正治) では、ありがとうございました。どうも。

では、アスベストについては命にかかわる問題ですから、今の現状は何か1人くらいしかあれしたって。調査をした結果そうなっているのか。あるいはこれからどういうふう調査をしていかれるのか。こういう問題を明確にしなければ、ほかの市民は分からないんですよ。分からないで健康をむしばまれている。建設業者は相当使われていると思いますよ。だから、そういった点で、もう1回。パソコンを持っている建設業者は無いですからね、左官屋さんも無いですよ。今、持っている人もたくさんあると思いますが、ちゃんとした市としてのみんなに分かりやすいあれをいろいろな形でやるべきだと私は思うのでありますが、答弁を求めます。

あと、飯岡の分院でございますが、飯岡の分院もせっきくの設備を持ち、半日でもってお

しまい。これはあまりにもったいない話だと。だから、そういう点で特に高齢化している中で、慢性的な高血圧だとかいろいろあれがあります。同時にまた研修医制度の中で、地域医療のあれをしなくてはならないというような政府の方の要請もあるんだそうですが、その辺の問題はどうなっているのか。お年寄りが今だんだん多くなっているわけですから、中央病院の本店ばかりがにぎやかになっていなく、飯岡だけでなく、これから旧干潟地区、海上地区も含めて、あるいは旭市の場合でも周辺地区については、逆に本院まで行かなくても済む、そして、そこから必要があれば中央の方に行かれるようなコミュニティバスとかいろいろなを含めてやっていかないと、これからますます医療は大変な負担が来る可能性があると思いますので、これらについてのご所見を伺いたい。

○副議長（嶋田茂樹） 嶋田正治議員の再質問に対し答弁を求めます。

残り時間が5分でございますので。

では、伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、嶋田議員の持ち時間があと5分ということでございますので、簡潔にお答えをさせていただきたいと思います。

まず、総合計画でございますけれども、来年12月の議会で議決をちょうだいしたい、そのように考えております。ですから、大綱については6月議会までには示せるように準備をしたいと思っています。

それから、支所の利用方法等は何度もお答えをさせていただいておりますけれども、現在、あいているところをできれば農業委員会、教育委員会等のそちらの利用も含めて考えていきたい、そのように考えています。

それから、谷津田での農業のあり方等につきましては、これから大いに勉強させていただいて、そういったところでもきちっと農業がやれるように頑張らせていただきたいと思います。

それから、輸入穀物、これは今でも関税の問題等取り上げられておりますけれども、今の日本の農業を守っていただくには、しっかりとしたそういった制限を加える方法というものも、これからは政府にお願いをしていきたい、そのように考えております。

ただ、輸入穀物の生産状況、砂漠のような所で大量の水を使ってということでございますけれども、その辺のことについてはよその国の話でございますから、私の方からは何とも言いようがございませんけれども、日本はと言いますよりもこの旭市は農業の生産活動をするには、最も適している所でございますから、そういった意味で行政も農家の皆さんと一緒に

なって、この農業を守れるように頑張っていきたい、そのように思っております。

認定農家の問題等につきましては、認定農家と言いますよりも担い手農家の問題だろうと思います。ただ、旭市なんかの場合には施設園芸等が多いわけですから、そういった意味では単純に水田農業等にタッチしている皆さん方のように、ある程度面積をやらなければというだけではございませんので、そういったいわゆる高度利用の農家のあり方についても国、県にお願いしていきたい、そのように思っております。

それから、アスベストの問題は、住民の皆さん方にきちっと知らしめていけるように、これから対応していきたいと思います。

それから、中央病院の飯岡診療所でございますけれども、できるだけ飯岡診療所の診療時間も長くできるように、飯岡の皆さん方に大いに、中央病院にばかり足を運ばないで、診療所の方を利用していただけるように、ひとつお願いをしたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） では、嶋田議員。

○53番（嶋田正治） どうもありがとうございます。

あと2分ですが、とにかく命にかかわるこのアスベスト問題については、やはり徹底した調査とそれから相談の窓口、どこへ相談に行ったらいいか分からないような状況では困るわけですから、そういった問題で窓口を明確にみんなに知らせていく、PRしていく。そしてちゃんとした方には、ちゃんとした、今度国の方でもいろいろと予算無い中で切っていただくことになっているわけですから、知らないためにそのまま死んでしまって、そのままあの世へ行ってしまったでは、それはやはり浅はかな行政になります。そのようなことの無いように強くご要望するとともに、農業国日本の中の一番の中心核であります旭市農業が大いに農業を盛んにすることによって、この国の自給率を高めるための寄与、そういう役割としても旭市は重要な位置にあります。ですから、ぜひ、そういった問題も抜本的な改善をし、政府に言うべきことは言って、そしてきちっとやってもらいたいことを強くご要望いたしまして、甚だ簡単ではございますが、質問といたします。

ありがとうございました。

○副議長（嶋田茂樹） 嶋田正治議員の一般質問を終わります。

◇ 木 内 欽 市

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、21番、木内欽市議員のご登壇を願います。

(2 1 番 木内欽市 登壇)

○ 2 1 番 (木内欽市) 21番議員、木内欽市です。

昨日は、先輩議員の何名かの方々が今期限りで勇退なさるということで、最後の一般質問を行いますとおっしゃって登壇されました。それぞれ、感慨を込めながら当面する諸問題について実に的を射た質問で、市長をはじめ執行の方々から何度か前向きな答弁を引き出しておられました。さすがにベテランの議員だと改めて感服いたしております。

私も町議に再選以来、毎回一般質問を行ってまいりました。今期で引退する気はございませんので、最後の一般質問を行いますとは言えませんが、最後の一般質問になるかもしれませんので、悔いの無いように制限時間をフルに使って行いたいと思いますので、しばらく眠気を抑えてお付き合いよろしくお願いいたします。

人間にはそれぞれ得意の分野があると同時にきき手、きき足というのがありますが、きき目というのがあるのをご存じでしょうか。人さし指を立てて線に合わせて片目をつぶって、動かない方に見える目が、これがきき目だそうでございます。何か鉄砲をやる方なんかはよく分かるそうですが、それできき足というのは走り幅跳びをする時に踏み込む足、これがきき足だそうでございますが、きき手というのは、皆さん目をつぶって手を閉じてください。そして、親指が上になっている方がきき手だそうでございます。この手を真っすぐに出して、上に上げて左にやって右にやって。はい、眠気が覚めました。

それでは、質問を行います。

私は旭市議会平成17年第2回定例会において、当面する諸問題、市民の要望に沿った2項目9点について質問を行います。今まで登壇なされました先輩議員の皆様方と重複する点もあろうかと思いますが、私の立場から角度を変えて質問をさせていただきますので、この点、あらかじめお許しを願いたいと思います。

それでは、市長をはじめ担当課長の皆様の前向きな誠意ある答弁を期待して、順次、通告に従い質問を行います。

まず、最初に道路問題について5点ほど伺います。

道路は生活の基盤であるのは今さら申し上げるまでもございません。道路整備は行政でなければできないので、住民からの要望で一番多いのは多分道路整備の要望ではないかと思います。毎日利用する道路、利用者にとって一日も早く整備してほしいと思うのは当然の願いだと思います。

そこで、1点目として、住民からの道路整備の要望はどれくらいあるのか伺います。2点

目として、この要望にはどのように対処しているのか伺います。3点目として、その後の対応はどのように行うのか伺います。4点目として、私道の整備についてでございますが、この問題は前回、藤田議員が質問をなさいましたが、私も全く同感でございますので、再度お尋ねいたします。道路問題の最後、通学路の安全対策。以上、5点について伺います。

次に、学童保育について伺います。この問題は前回、やはり第1回定例会において嶋田正治議員が行いましたが、私も住民からぜひ行ってほしいとのことですので、質問させていただきます。

学童保育の基本的役割をまとめるなら、それは恐らく次のようになるかと思います。共働き家庭、母子父子家庭の親、特に母親の働く権利と義務を保障すること。また、共働き家庭、母子父子家庭の児童たちの放課後生活を守り、発達を保障することとなる、こうした役割を持ち、学童保育は全国で6,000か所以上、この十数年で10倍にも増加しました。学童保育の増加は、核家族化、婦人労働者の増大に比例し、国民要求の強さを示しているものです。これは今後も続いていくに違いありません。ところが、これだけ多くなっているのに学童保育の明確な制度がありません。

そこで、4点ほど伺います。第1点目として、学童保育の市内の現在の状況。第2点目、現状についての評価。第3点目は問題点があるとすれば何か。最後に幼稚園、老人ホーム等との併用は考えているのか。以上、4点について伺います。

これで私の第1回目の質問を終わります。詳細については自席で行います。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路に関するご質問、5点についてお答え申し上げます。

まず、1点目ですけれども、住民からの要望件数について、各市町ごとに道路改良要望のある路線数でお答えしたいと思います。旭93件、海上66件、飯岡31件、干潟40件。路線数にしますと合計で230路線になります。

2点目ですけれども、要望に対する対処方法ですけれども、緊急性や地域のバランス等を考慮しながら、着工の時期を検討して対処しております。

それから、3点目のその後の対応、今後の対応ということでお答え申し上げます。市道整備の優先順位の決め方ということで、お答えさせていただきたいと思います。五つにまとめてふだんやっております。まず、一つはその道路の危険度。それから二つ目は利用頻度、利用の状況の頻度です。3点目は整備した後の効果、お金をかけてその後の効果というものを

考慮します。4点目は地域のバランスを考慮します。地域を偏ることなくバランスを考慮します。それから5点目、これは現実的な話ですけれども、用地確保の状況。この5点を総合的に検討して対応してまいるということでございます。

それから、4点目の私道の整備についてですけれども、これは私道整備助成制度という制度がありますので、それに対応したいと考えているわけであります。助成の対象となる主な要件ですけれども、これを幾つかまとめてみますと、一つ目は対象事業者というのは3世帯以上から成る団体といたします、補助の対象相手ですね。それから二つ目、私道が一般通行のように供されること、自分たちだけの道路ではありませんよ、一般の方も通っていいですよという道路になっている私道であります。三つ目、幅は4メートル以上にこだわっております。それから4点目、私道に接続する道路、私道は行き止まりの道路ではなくて、私道に接続する道路も整備されていることというような要件を備えて助成金を支出するわけであります。助成金は1件につき100万円を限度として、かかった工事の2分の1以内をとという制度でございます。

最後に5点目、通学路の話ですけれども、これは海上中学校を建設するところ、南側の通学路の整備ということでの的を絞ってお話ししたいと思います。ガード西側、県道銚子旭線の見通しが非常に悪いと、これは議員が前に言われていましたので、これに的を絞ってお答えいたします。これにつきましては地区懇談会でもお話がありましたし、地元の方々から提言もありました。そのぶつかる所が県道ですので、県と緊急に協議するつもりであります。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） それでは、私の方から木内議員の学童保育につきまして、お答えをしたいと思います。

学童保育の現在の状況はどうかというご質問でございますけれども、現在開設している学童保育は中央小、干潟小、共和小、矢指小、富畑小、富浦小、そして三川小の7小学校でございます。そして、11月1日現在で175名の児童が加入しております。開設時間ですけれども、平日は放課後から午後5時までで、延長保育は6時までとなっております。

次に、現状についての評価ということでございますが、学童保育が子育て支援に果たす役割は大変大きなものと考えております。過日のアンケート結果によりますと、学童保育開設地区の保護者からは、大変助かっているといった評価をいただいております。しかし、まだ開設していない地区もございますので、これからもアンケート調査等を実施しながら、開設

地区を増加させて、保護者のニーズに応えられるよう努力したいと思っております。

3点目の学童保育の問題点ということでございますが、今までは小学校の空き教室や体育館などを使用して開設してございました。しかし、学校の方も少人数指導や習熟度別指導などで、空き教室の利用が必要となってきました。ですから、学校にはほとんど空き教室が無い学校もございます。そのため、物理的に学童保育を校内に開設できない学校も出てきております。また、もっと長時間見てもらいたいという要望もございますが、これには指導員の増員が必要となり、人件費の増大も問題になってきております。

最後に、老人ホーム等との併用についてでございますが、ただいま申し上げたとおり空き教室が無い学校もあるため、今後は老人ホームに限らず保育園とか、あるいはそのほかの公共施設など学校に近く、しかも子どもにとって安全な施設なども視野に入れながら、考えていかなければならないというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問は途中ですが、2時10分まで休憩いたします。

休憩 午後 1時56分

再開 午後 2時10分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き、木内欽市議員の一般質問を行います。

21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、道路の要望についてですが、これだけまだ要望があって、何らかの理由で着工できないという件数があるようでございますが、こういうのは例えば要望を受け付けて、先日の地域座談会にも出ましたが、やはり何でできないのか、地域の要望者に何らかの形で連絡をした方がいいのではないかなと思うのですが、この点、いかがでしょうか。

次に、その対応について、やはりできないのは危険度等あると思いますが、この用地確保の問題等とも多分障害になっている場合があるかと思いますが、このときには交渉は何度かその後続けるのでしょうか。あるいは、何度か行っても駄目だったらあきらめてしまうのか、その点もちょっとお聞かせください。

それと、あと私道の整備についてですが、だいたいのことは分かりましたが、前回、藤田議員が質問なさったと同じように、通り抜けの私道というのがございます。何十年も地域の方たちはその土地を当然提供して、みんなが利用しているわけであって、そうした場合にはこれを市の方に寄附するという場合には、当然全員の同意がなければできないわけですが、相続等の関係で現実には不可能となっている箇所が多分に見られます。そうすると、この土地は全部市民のために使っている道路であって、しかし、市に受け取ってもらえないということであれば、この整備は自分たちだけでやるという、何かそれになると住民の負担が大変なので、この辺何かお考えいただけないでしょうか。

次に、通学路の安全対策でございますが、県の方との協議ということでございますが、そのほかにも例えば夏場など道のわきに夏草などが茂ってまいります。子どもたちは通学の時にそれにぬれると嫌ですから、どうしても車道寄りを歩きますので危険が伴います。こういう時の通学路の草の刈り取りの対策等々は考えていないのでしょうか、お聞きいたします。

次に、学童保育の状況でございますが、全部これは小学校ですから、いわゆる公立・公営のやり方だと思います。公立・公営でもいろいろなことがございまして、例えば東京23区のように指導員が全部正規の地方公務員となっている場合もございます。本市の場合はどうなっていますでしょうか、お聞きいたします。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再質問に対し答弁を求めます。

建設課長。

○建設課長（米本壽一） ご質問の4点についてお答え申し上げます。

何でできないのかということに対して、その要望者に連絡しているかということであります。もちろん、連絡はしております。例えば、こういうのがあるんです。ある地区から、一つの路線ならば分かりやすいんですけども、取りあえず4か所挙げておくからなと。あとはこの道路が未舗装だから、ここだけ取りあえず挙げておくからなというような要望もあるんです。そういうことだと、どうしても後になりますよという説明はしておきます。そういうのは毎年、毎年、その都度説明しているわけではありません。とにかく先ほど言った五つの項目に沿って急がなくてはならないところ、そうでないところをその要望があった時に説明します。しかし、全体の計画の中には入れておきますよということにしておきます。

それから、用地確保、長年やっていたらあきらめてしまうのかということの質問ですけども、これはあきらめません。途中まで用地を購入しましたら、譲ってくれた方に申し訳あ

りませんから、たとえもう一人でも10年かかっても続けるところは現にあります。最後まであきらめません。

それから、私道整備です。これは権利関係が生じますので登記をさせてもらいたいんです。地域の道路としては確かに権利を変えなくても、借りておいて整備すればいいではないかという議論も一つにはあります。でも、よくよく問題が生じますので、とにかく登記だけはさせてもらいたい。先ほど言われたように何十人の共有名義になっていますと、それが相続になりますと何百人というケースがあります。そうすると、ほとんど登記ができません。できませんけれども、これはやはり努力したいというふうに思っております。努力したいというのは、協力してもらいたいと思っています。

それと、最後に歩道の草刈り。これは非常に気にかけるところです。市長がよく雨降った時に長靴履かなくてもという話があります。歩道に草がいっぱい生えていますと、長靴を履かないと歩けないほど、今の時期はまさにそうですね。夜露にぬれていまして、長靴履かないと歩けないほどのような歩道になっています。これだけはどうしてもきれいな道路を造りたい。それで、これから広いエリアになっちゃいましたので、どういうふうに効率的にその草刈り作業ができるか、一生懸命考えたいと思います。また、考えなくてはならないと思っています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 学校教育課長。

○学校教育課長（多田清司） 木内議員の再質問にお答えをしたいと思います。

7開設しております指導員19名いるんですけれども、それぞれ非常勤職員ということで対応しております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 21番、木内欽市議員。

○21番（木内欽市） それでは、再々質問させていただきます。

道路の問題ですが、具体的にお聞きしたいところは、実は区長でもありまして、今、議員でもあります向後議員からも要望が出ていると思いますが、併せ農道、広域農道のその先の海上支所から東庄町に抜ける併せ農道が間もなく舗装となる予定のようでございますが、そこから旧県道に抜けるふだん地区の人が使っている道路がございます。この道路の整備も併せてやっていただけないかという要望が出ているはずでございますが、この場合にはちょっと聞いたところによりますと、何か18年とか19年でその予算が終わってしまうと。

そうすると、今まで15%の自己負担であったものが100%今度市の負担になるということ
をちょっと聞いておりますので、そうしますと1億円の道路、今まで1,500万円の負担で
きたものがこの事業を逃すと1億丸々新市の負担ということで、これはぜひそれこそ緊急性
の問題ではないかなというふうな感じがするんですが、実際にこの道路は田んぼの中の道路
が七・八メートルの舗装道路になって、今まで使っていた道路が4メートルくらいです。
ですから、入り口、出口が4メートルの道路で田んぼの真ん中7メートル、これはすごくいい
ことなんですが、取り付け道路とかふだん住民が出入り口に使う道路、この4メーター
のままでなく、何とかこの補助事業に併せてやっていただけないかという地区の強い要望で
ございます。この点、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、通学路の問題ですが、県と協議ということでございますが、ぜひこれは早急に
お願いしたいと思います。というのは、よく私も今回、議員に出させていただく時に先輩の
職員の皆さんに、木内さん、もし議員になったらみんなと同じ目線で頼むよと、こういう
ことを言われました。それを心がけてきたつもりでございます。子どもたちの目線に立ちます
と、小学校に入った子どもたちは身長が120センチ前後で、そうするとガードレールからや
っと顔が出るくらいなんです。

それで、実際に私もそれくらいにしゃがんで通ってみますと非常に怖いんです。トラック
なんかだとタイヤより小さいですし、普通車でもボンネットくらいの高さですから、車が1
台来たら子どもたちは先が見えないんです。そういう状況のところを自分の体半分くらいの
ランドセルをしょって毎日行く子どもたちは、本当に危険だと感じるわけでございます。ぜ
ひ歩道の確保、あるいはガードレールの設置でも結構ですし、敷石くらいでも結構ですが、
それは早急に進めていただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

それと、あと学童保育の方ですが、今聞きますと公設・公営ということでございますが、
これからはやはり公設・民営ということも考えていかなければならないのかなというふう
に考えておりますし、あるいは委託という方法もあろうかと思えます。というのは、ある老人
の施設へ行きましたら、子どもたちが慰問に来るそうですね、老人たちを。そうするとお年
寄りを見たことが無い子どもは、いきなり痴呆とかぼけのお年寄りを見ると、怖いと言って
泣き出してしまうというんですね。こういうのは、これからもその子どもにとっても不幸で
すし、その両親にとっても不幸なことではないかなと思います。

実際に、全国に1,100万人くらいいて、子どもたちが。その3割が核家族だと言いますの
で300万人以上がそうです。ですから、その子どもたちがお年寄りの顔を知らないで、その

まま大きくなってしまうと今言ったような現象、これは子どもたちに罪は無いわけでありまして、もしもできることであれば、やはり学童保育、学校が終わってから親が帰るまで、お年寄りがいる老人ホームとかで一緒に過ごせるならば、子どもたちにとってもお年寄りにとっても、お互いにいいのではないかと、こういうことをちょっと考えて質問したわけですが、最後に市長のお考えをいただければありがたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の再々質問に対し答弁を求めます。

市長。

○市長（伊藤忠良） 学童保育に民間施設等の利用を特に今の子どもたち、お年寄りとの接点が非常に少ないので、できればそういった施設等を利用して、お年寄りとの交流が持てるようにしたらどうだというお話でございます。お年寄りと子どもたちの交流を深めていくというのは、私も大賛成でして、できれば自分の親やおじさん、おばさんとも、ぜひひとつまめに付き合えるような家庭状況を作ってもらいたいな、そう思っております。ただ、学童保育をそこでということになりますと、まだ少し問題はあるのではないかと思います。

今、学童保育の問題に対しては、学校教育課等の担当課と私の考えで若干のずれはあるんですけども、私はできればもっと、今の学童保育ほどいろいろな設備を備えたり何かというものは別にして、もっと安易にできるような形というものを考えていってもいいのではないかな。それで、市独自の学童保育ができるように、大勢の子どもたちがそういった環境の中で、もう少し学校に残れるような形というものを考えてもいいのではないかなと思っておりますので、先ほど木内議員から提案のあったようなことも含めまして、これからの市全体の全校での学童保育というものをひとつしっかりと市の施策として考えてみたい、そう思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路問題2点についてお答え申し上げます。

清滝Ⅱ期地区内の農道整備ですけれども、これは17年、18年、19年と、この3か年で終わりにすると県の方から聞いているわけです。先ほどご質問の路線ですけれども、それは市が農水産課と協力しながら用地を市の方で購入して、それを県の方で整備してくれると、こんな状況になっています。何回も言いますが、19年度までで終わりにすると、こんな予定であります。

それから、通学路の問題ですけれども、実はこういうことを今年やったんです。道路の縁

石の周りに風で砂がたまる。砂がたまったのに種が付く。種が付いて草が出る。草が出てまた砂がたまる。その繰り返しだったものですから、砂を全部重機で取ってみたんです。こういうことを地道に続けていきたい。とにかく通学路の確保については努力したい、こういうふうに思っております。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 木内欽市議員の一般質問を終わります。

◇ 松 木 源太郎

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、66番、松木源太郎議員のご登壇を願います。

（66番 松木源太郎 登壇）

○66番（松木源太郎） 日本共産党の松木源太郎でございます。

私も在任特例による任期最後の定例市議会に当たり、市民の声を代弁して一般質問をいたします。市長をはじめ答弁される執行部におかれましては、簡潔明瞭に誠意を持って私の質問に回答されますよう、まず初めに要求しておきます。第1回定例会の私の1回目の質問時間が23分に対し、市長だけで27分、その他の執行部の答弁は計40分にもなり、再質問の時間が十分とれませんでした。このことにかんがみ、簡潔明瞭な答弁をまず初めに要求しておきます。

さて、7月1日合併後4か月が過ぎ、通常の事務事業においても一つの市としての体制が整いつつあると感じております。私たち日本共産党旭市議団は、合併までに至る協議の中におきまして、各所属します市や町において合併によってサービスが低下しないように、合併協議項目一つ一つに意見を述べてまいりました。多くの協定項目が、サービスは合併する自治体の中で高い方へ、負担は少ない方へと決定がされたように記憶しております。しかし、住民負担の中でも一番関心のある国民健康保険税については、「平成18年度以降は新市の療養給付費等を推計し、必要額を算出した上で統一します。ただし、急激な負担増にならないよう必要な処置を講じます」と先送りされました。

しかし、合併協議中の最高限度額の引き上げや、高い自治体へ合わせるためと考えられる所得割額の税率引き上げなどが実施されたのであります。国民健康保険が、今回の自治体でもろもろの事情と、国の療養費に対する負担減が20年も続く中で破綻状態に至り、小泉自・公内閣が75歳以上の後期高齢者を対象とした老人保険制度を新設し、75歳以上の被保険者からも保険料を介護保険と同様に取ろうとしています。したがって、70歳から74歳までの従来

老人保健の被保険者であった方々が国保に残り、自己負担も2割負担となることも検討されています。このような状況の中で、「療養給付費を推計し」という合併協の決定は、合併ありきで協議を進めた典型的な協議項目であったのであります。

これらの先送りした項目には、見直し時期を迎えた介護保険料や水道料金などがありますが、住民に一番関心のある事項を先送りして合併したわけでありますから、住民が納得する方法での決定が必要ですし、住民の声を十分に聞いた上での2006年度（平成18年度）以降の国民健康保険税や介護保険料の決定が必要と考えます。そこで、市長の政治姿勢として高い国保税によって発生している国保の資格証明書問題と、介護保険の制度改悪による負担増に対する対策を中心として、市長の政治姿勢をお伺いいたします。

1、市長の政治姿勢について。

（1）国保税滞納者に対する資格証明書の発行をやめ、全世帯に保険証を交付することについて。

①国民健康保険税の滞納の状況についてお聞きいたします。

新旭市の世帯数は2万3,000世帯余、約1万5,000世帯が国保世帯、65%であります。この中で資格証明書世帯が1,466世帯、約1割です。この世帯では、お医者にかかった場合、一度全額医療費を払わなければなりません。この事態をどのように市長はお考えですか。1割の世帯が国民皆保険の制度から外れていても、国保税を滞納しているからやむを得ないというのでありましょうか。9月の答弁では、現在の国保の問題点は指摘し、県に要請されたとの報告はありましたが、現実の旭市での対応では「その義務を放棄して全く払っていない方もいるわけですから」、「国保税のようなものはきちんと納めていただく」のが先との答弁でした。これでは滞納整理のために働く職員の労に報いることになりませんし、全く現在の市民の窮状が分かっていないと言わざるを得ません。そこで、担当課から滞納者の現状を報告していただきたいと思います。

②資格証明書発行の実態と市独自の減免、免除制度の実施についてお伺いいたします。

市独自の減額・免除の制度を千葉県では典型的な例として八千代市で行っております。申請減免と言いますが、これらの制度を充実し、またこれらの制度によって減額・免除をされる家庭が増えれば滞納の世帯は大幅に減ると思いますが、このような制度をこれから検討し、実施するお考えがあるかお聞きいたします。

③「旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱」について。

この要綱は撤回し、現在では法で規制されているとおりの規定で実施すればいいのではな

いかと思いますけれども、ご意見をお伺いいたします。

④全世帯への保険証の交付について。

全世帯へ一斉に交付し、その後滞納世帯への納税相談、申請減免の制度の充実、この活用、こういうことをしていけば、今まで1割の世帯が利用できなかった国保が全世帯で利用でき、介護保険の制度が旭市において充実すると思いますけれども、いかがでしょうか。

⑤一般会計からの繰り出しについて。

国保の財政調整基金の利用も含めて、一般会計からのルール分以外の一定の繰り出しを、合併後何年かは続けていただきたいと思います。そういう中で国保税が住民の方々に理解をいただき、払える程度の形での国保税にしていく。このことが今求められているのではないかと思いますけれども、市長のご見解をお伺いするものであります。

市長の政治姿勢の（２）介護保険料の見直しと法改正で自己負担になった施設入居者、デイ・サービス利用者の居宅費、食事代への補助についてお伺いいたします。

このことは9月定例会でもお聞きいたしました。しかし、10月1日の法改正後、1か月が経過しているわけであります。介護保険の入居負担が大変増えたとの声を聞くようになりました。「補足給付」利用者負担軽減の申請が当初216名から265名に急増したように聞いております。負担増は利用者の利用の制限につながっているのであります。最近、特別養護老人ホームへの入居待ち家族に入居できますよとの連絡があったが、その方はもう亡くなっていたとか、葬儀の後、そろそろ入居できますよなどの連絡があったなど、特養の待機状況が変化している様子が最近うかがえます。つまり、特養から負担が多くて出る入所者が増えている傾向があるやに見えます。

そこで、①旭市における法改正に伴うところの実態について、担当課からお伺いしたいと思います。

②は、利用者負担所得割段階別の利用者の実態をお聞かせいただきたいと思います。特に4段階の方についてはどのくらい負担が増えているか、お聞かせいただきたいと思います。

③施設入居者の法改正による影響額はどの程度出ているか、試算があればお伺いしたいと思います。

④デイ・サービス利用者の影響額の実態についても、試算があればお聞かせいただきたいと思います。

⑤居住費、食費の補助をした場合の試算はどのくらいのものになるか、お聞かせいただきたいと思います。

この項の最後に、9月の答弁で触れた社会福祉法人の減免制度もありますが、介護老人保健施設や介護療養型医療施設の入居者にも市独自の適用をする考えが無いか、お聞きするものであります。

(3) 旭市病院事業会計への繰出金のあり方についてお伺いいたします。

旧旭中央病院組合規約では、その第9条(経費の支弁)でその3、「地方交付税の算定に当たり、公立病院病床数に密度補正が適用された場合においては、算定団体は密度補正が適用されたことによる増加需要額を全額組合に納付するものとする」と定めてありました。従来どおりということは、これを踏襲するということなののでしょうか。そこで、4点ほどお聞きいたします。

①2005年度(平成17年度)の繰出金の算定の内容はどうであったのか、ぜひ詳しくお聞かせいただきたいと思います。

②従来の一部事務組合の規約に基づく算出の内容は、その変遷の経過はどうであったか、お聞かせいただきたいと思います。

③市長と事業管理者で旭中央病院が市立に移行することに当たって、どのような協議がなされたのか、合併協議会での協議はどうであったのか、お聞かせいただきたいと思います。

④その後、どのように対応してきたかもお聞きいたしたいと思います。

次に、大きな2番目の項目といたしまして、2、市立病院事業における臨時職員問題について、市長並びに病院事業管理者にお聞きいたします。

2005年度暫定予算、2005年度7月から3月予算における各職種ごとの臨時職員数は、予算書の医業費の給与費・給料の中で医師が219名、医療技術員257名、看護師729名、事務職員111名、その他職員453人、計1,769人中182人が臨時職員、7月から3月予算では206人が臨時職員となっております。職種中の臨時職員は、附帯施設4事業の中での臨時職員の内訳はどうなっているか、まずお聞きいたしたいと思います。そして、次の3点をお聞きいたします。

①その給与費はどのような体系か、規程・規則はどのようになっているか、お聞かせいただきたいと思います。

②臨時職員を公営企業会計上医業費用として計上しておりますけれども、給与費のうち給料ではなく、第4節の賃金として処理すべきではないかと思っておりますけれども、経理処理上のお考えをお聞きいたします。

③今後、この問題をどのように解決していく考えか、お聞かせいただきたいと思います。

大きい3番目であります。

旭駅前広場造成事業と県道旭駅前線の拡幅事業のあり方、及びその後の「新旭市の中心市街地をどのように形成していくか」についてお伺いいたします。

県事業である都計道3・5・3号旭駅前線事業であります。銚子整備事務所のホームページの図面をきょう持ってまいりました。千葉県銚子整備事務所によると、「JR旭駅前の広場及び道路は歩車道の区別がなく、幅員も少ないことから歩行者と自動車が錯綜し、深刻な交通混乱と慢性的な交通渋滞を呈しており、交通ターミナルとしての安全性、利便性、快適性に著しく欠けています。その一方、沿道商店街は交通渋滞に伴うJR連絡バス等の定時性の喪失から、JR乗降客の減少とともに集客力、販売力が低下し、アクセシビリティのよい国道126号線沿いロードサイドビジネス型商店街に比べて活気を失い、次代を担う若年層の商業離れと高齢化が進み、さらに空き店舗の増加と老朽化が深刻化して低迷し、旭市の玄関口が空洞化しつつある。そこで、東総の中核都市・旭市のまちづくり基本計画を踏まえ、公共交通機関及び沿道商店街利用客が安全で安心に通勤、通学、買い物ができるゆとりと空間を取り込んだ歩道やバス等の定時性、歩行性を確保する車道等、歩車道分離の都市的サービス機能を強化した質の高い潤いある交通ターミナルを創出し、地域住民の暮らし向きの向上を図るとともに、沿道商店街の自立的発展を側面から支えます」というのが目的であります。

3,000平方メートルの駅前広場と幅員が16メートル、歩道が3.5メートルずつある350メートルの道路を作る県事業であります。電線の地中化などの予算もとられ、その道路ができて沿道は大変広くなるように考えられますけれども、地元の方から私にご相談がありました。道路は広くなって駅前広場ができて、この沿道は空き地ばかりになるよというのであります。したがって、この問題については旧旭市のときにも、何回か私も質問いたしました。新旭市が合併して、都市というのは市の中心部がなければなりません。この中心部をどこに作るかという問題もございすけれども、一応はJR旭駅が中心と考えていただきたいと思います。その観点から見て、次の四つの点をお聞きいたします。

①この県事業に旭市はこれまで負担金をどの程度つぎ込んできたのかということです。

②現在の進行状態はどこまで進んでいるのかということです。

③この県事業に関連して、周辺地域の旭市の中心市街地形成の計画は、旭市でこれからも持つ気が無いのかということです。

4番目は、新旭市の建設計画の中ではこの駅前広場、ないしは駅前の道路拡幅がどのように位置付けられているのか。

この4点について伺います。

次に、大きい4番目であります。

1市3町の合併後の新旭市の新「道路網計画」についてであります。

旧旭市において、平成15年3月、約2年にわたる調査で「旭市道路網整備計画」を策定いたしました。きょう、お持ちいたしました。ご存じですね。この最後には最終的な優先度の道路網があります。この計画は意向調査や交通量調査も含めた大変貴重な道路網計画であったのであります。優先度もAからDまでに分け、今回新旭市の計画で「中央病院へのアクセス道路」も優先度Aとしているものであります。しかし、新市建設計画の特例債事業の載っている各事業は、道路は全く含まれていないと言っているものであります。そこで、このまま合併後に事業が進められてしまうと、新市の道路網としての一体感が無いまちづくりとなるのではないかと恐れるものであります。そこで、来年度に緊急に新市の道路網計画を作成する事業をやるべきであると考えますけれども、市長の見解を聞くものであります。

①新旭市の道路網計画を策定する考えは無いか。

②現在、合併特例債で計画されている合併以前の1市3町の道路網計画は、どのようなものであったか把握しているか、お聞かせいただきたいと思います。

③新市建設計画で決定している中央病院へのアクセス道路「東西・南北」のうち、南北道路が調査委託予算が決まっているわけでありまして、合併後の新市の道路網の中でどのような位置を占めるか、無駄にならない計画とすべきと考えますけれども、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

5番目に、その他として一つあります。

栗源発山田町、旧干潟町経由旭中央病院行きバスの停留所を大正道路の琴田、江ヶ崎に設置していただきたいということでありまして。このバスは、合併に伴いまして新旭市も運行に当たって四百数十万円負担することになったのであります。大正道路・県道旭笹川線に3か所の停留所を設置していただきたい。

時刻はどうなっているかというと、中央病院行きが萬歳が6時53分、旭中央病院が7時07分着が1本、萬歳9時05分、旭中央病院着9時20分着が1本。帰りは中央病院が11時30分、萬歳が11時43分が1本、帰りは14時30分中央病院で14時43分萬歳です。この中に琴田沖、東琴田、江ヶ崎、この地域のバス停留所を設けていただければ、現在運行のままでもって琴田や江ヶ崎地区の方々が病院への通院に大変便利であります。これについては恐らくほとんど出費がなく停留所を設けるだけで実施でき、萬歳まで200円ですから、恐らく100円でもって

利用できるのではないかと思います。これは緊急に今の新市合併した中でできると思いますので、市の考え方をお聞かせいただきたいと思います。

再質問は自席で行わせていただきます。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 松木議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目の市長の政治姿勢について、その（２）介護保険料の見直しと法改正で自己負担になった施設入居者、デイ・サービス利用者への居住費、食費への補助の実施についてでございますけれども、今回の見直しは居宅サービスと施設サービスの不公平を無くすための改正でありまして、デイ・サービスの食費等の補足給付はございませんけれども、基本的に制度では低所得者対策として、補足給付や高額サービスの限度額の引き下げが行われております。9月議会でもお答えいたしましたとおり、食費や居住費に対する上乘せは現在のところ考えておりません。

次に、旭駅前広場造成事業と県道旭駅前線の拡幅事業のあり方、及び今後の新旭市の中心市街地をどのように形成していくのかという問題でございます。この問題でございますけれども、道路の整備の状況が進んでまいりまして、あらましの姿というものがある程度想像できるところまでまいりました。ここへまいりまして大事なことは、松木議員も指摘をなされているとおり、今度は市街地をどのように形成していくのかというのが非常に重要な問題になりますから、この件に関しましては商工会の皆さん方としっかりと相談しながら、必要とあれば専門家の意見等も取り入れるようにしていきたい、そのように考えております。同時に、平成14年度に策定した中心市街地活性化基本計画がございますから、こういったものもベースに考えていきたいと思っております。

次に、この中心市街地の道路の問題でありますけれども、新旭市の建設計画の中でどのように位置付けて考えるのかという問題でございますけれども、もう議員が申されるまでもなく、本当にこれは旭の駅前というのは市の顔であります。その顔の整備に当たっては市の広域交流の拠点としての整備をできるように考えていきたい、そのように考えております。これらの問題も大いにひとつ市民の皆さん方と相談しながら、しっかりと取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、中央病院へのアクセス道路のうち、南北道路の調査委託予算が決まったけれども、

合併後の新市の道路網の中でどのような位置を占め、無駄にならない計画とすべきというご意見でございますけれども、これは100万人の医療圏人口と言われる中央病院を抱えまして、現在、国道126号線もまた八銚線も既に大変な混雑をしているわけでありまして、そういった意味で、この道路を造って広域農道からも中央病院へ入れるようなアクセスを整えていくというのは、非常に大切なことであると思いますし、同時にこの道路は今後、銚子連絡道路とも連携をとらせていただきたい、そのように思っておりますし、さらには干潟方面へもこれをしっかりとつないでいく、そのような形をとることによって、これからの新市の道路網の中で非常に大切な位置を占める道路になっていく、そのように考えております。

私からは以上、お答えをさせていただきたいと思います。

○副議長（嶋田茂樹） 税務課長。

○税務課長（江ヶ崎純敏） 国保税滞納の状況についてのご質問にお答えいたします。

滞納者の現状でございますが、人数の集計をしておりますのが平成16年度決算でございますので、その決算における滞納者の数を申し上げます。旭2,247人、海上480人、飯岡452人、干潟408人、合計いたしまして全体では3,587人となっております。これは人数ということで出しておりますので……。

（「被保険者数」の声あり）

○税務課長（江ヶ崎純敏） 被保険者数ということの中で、この人数を出しております。

それから、市独自の減額・免除制度の実施についての考え方でございますけれども、これは前にも松木議員、ご質問いただいたことがあるかと思いますが、国民健康保険税の減免につきましては、確かに市の中には独自の要綱を作っているところもございます。ただ、旭市といたしましては、税の減免というものは、専らそれぞれの納税者の方の担税力のいかに着目して、減免することとされておりますし、その考えは続けております。担税力の有無等は個々のケースについて総合的に判断すべきものでございまして、制度として一律に一定の収入以下の場合には減免するということについては、考えを持っておりません。現行の制度の中でも条例の規定の中でも、貧困によって納付が著しく困難な方や天災その他特別な事情があって減免が必要な方は、減免ができるということになっておりますので、現行制度を運用する中で対応できるものと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、松木議員のご質問の中で、②の資格証明書発行の実

態以下⑤までご答弁申し上げます。

平成17年9月30日現在の資格証明書の交付状況でございますが、517世帯となっております。旧市町単位で申し上げますと、旭地区が349世帯、海上地区が71世帯、飯岡地区が73世帯、干潟地区が24世帯であります。また、取扱要綱第5条の区分で申し上げますと、第1号該当、これは納付相談及び指導に一向に応じない時でございますが295世帯、第2号該当、これは納付相談及び指導において取り決めた納付方法を履行しない時でございますが、222世帯となっております。

続きまして、③でございます。新旭市では、資格証明の交付につきましては、旭市国民健康保険税滞納者に対する措置取扱要綱を制定し、実施しております。この規定は国民健康保険法の規定よりも緩和されたものとなっております。

続きまして、④でございます。国民健康保険は被保険者全体の相互扶助で成り立つ社会制度であり、その財源となる保険税の収納確保は制度を維持していく上で、また、被保険者間の負担の公平を図る観点からも、保険税滞納者の特別事情のある方以外は、保険税を納めていただいた方に被保険者証を交付することを基本として、今後も堅持していきたいと考えております。また、今後も納税相談や実態調査を継続して実施するとともに納付指導を行い、個々の実情に応じたきめ細かい対応をしていきたいと考えております。

5番目でございます。国保会計は特別会計で運営することが法で定められております。このため、国保会計の中だけで収支均衡を図ることが原則であり、将来を見据えた財政計画を立てて運営していくことが求められております。したがって、財源不足をすぐに一般会計からの繰り入れに頼るだけでなく、中期的な財政見通しを立てた中で、財政調整基金の活用も図りながら、国保会計の健全運営を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） それでは、私の方から介護保険関係の5項目につきましてご回答申し上げます。

まず、最初に旭市における法改正に伴う実態ということですが、これは施設の方の状況をちょっとお話ししますと、平成17年10月末現在の特定負担限度額認定者、この数字を申し上げます。新第1段階で16名、このうち短期入所者3名。新第2段階で215名、このうち短期で30名。新第3段階で67名、短期が17名。合計しますと298名の方が特定負担限度額ということで認定してございます。そのうち短期の方が50名おりますので、248名が特養の入所者。

直近のデータ、8月末の施設入所者数のデータが513名ということですから、割り返しますと48.3%の方が特定負担限度額の認定者ということになっています。

それで、2番目の所得段階別の利用者の実態ということですが、この所得段階別の利用者の統計資料というのはございません。しかしながら、10月末現在の第1号の被保険者の所得段階別割合を出してございますので、これに基づいて推計していただければと思います。新第1段階で0.9%、新第2段階で10.6%、新第3段階で18.7%、これが補足給付の対象となる方々で30.2%ということになります。続きまして新第4段階で55.3%、新第5段階で8.4%、新第6段階で6.1%という数字になっております。

続きまして、三つ目の施設入所者の影響額はどうか、特に第4段階の方々がどういう負担増になっているのかというご質問ですが、あくまでも試算ということで了解していただきたいんですが、多床室の方で申し上げます。10月改正前では第4段階の方が5万70円というふうになっています。前提としましては1割負担を1か月に付き2万6,670円、食費を1日780円負担しているという前提で5万70円でありました。この方が改正後、やはり同条件で1割の負担を2万6,130円、居住費を1日320円、食費を1日1,380円、それから栄養管理体制加算、栄養マネジメント加算等々を行った場合、この方が1か月2万7,780円の増額。合計では7万7,850円となりまして、増額が2万7,780円というのを影響額として試算しております。

あと、参考までに市内の特養5施設あるんですが、全部で350床あります。このうち基準の費用を使っているところ、1日1,380円ですね、これを使っているところが200床、それから1,500円という単価を設定しているところが80床、1,570円が70床というのが市内の状況であります。

続きまして、デイ・サービス利用者の影響はどうかということでございます。制度的には食事の方の加算39単位が廃止になりましたので、理論的には39円の減額になりますが、食事につきましては施設が利用者と契約によって決めるということになっていまして、私の方で独自に電話等により調査したところによりますと、負担増になっている金額が一番安い所で11円くらいから、300円くらいだというふうに聞いております。

続きまして、補助した場合の試算はどうかということですが、これもやはり試算ということでかなり条件、前提を設定しなくてはいけないわけですが、まず施設の方の影響額、全体でということで、新第3段階の人たちが、国、県等の資料によりますと1万5,000円程度の負担増になるだろうということで、市内の人数を掛け合わせまして75万円です。それから低所得者以外の方、これは先ほど申し上げました第4段階の人で限定して考えて試算して

みますと、先ほど申し上げましたとおり 1 人当たり 2 万 7,780 円の負担増になりますので、8 月の利用者 265 名を掛けまして 736 万 2,000 円。つまり、施設分で合計で 811 万 2,000 円という影響額です。

続きまして、居宅の方のサービスの方につきましては短期入所者、やはりこれも条件を入れまして合計で 88 万 4,000 円と見込んでいます。それから、通所介護、デイ・サービスでのリハビリ等ですね、こちらにつきましても先ほど申し上げましたとおり、11 円から 300 円と非常に幅がありますので、試算がかなり難しいんですが、仮に平均 200 円とした場合、負担増が 200 円とした場合という前提で、8 月の利用回数合計 4,792 回ですので、こちらの方が約 95 万 9,000 円ということになります。そうしますと居宅分の影響額が 184 万 3,000 円、それで先ほど申し上げた施設分と居宅分と合わせまして、1 か月で 995 万 5,000 円の影響額があるというふうに試算してございます。

補助については前提条件がございませんので、補助額については試算してございません。影響額のみ試算させていただきました。

それと、最後に市独自で老健施設、療養型施設等についての法人減免の考えは無いかというようなことでした。この制度そのものが、社会福祉法人が減免した場合に市が助成するという制度で、国の方もこの制度になっております。したがって、医療法人等につきましては今のところ考えておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（嶋田茂樹） 病院経理課長。

○病院経理課長（鍋木友孝） 次の旭中央病院事業会計の繰出金のあり方につきまして、4 点ほどのご質問にお答えいたします。

1 点目でありますけれども、その計算方法ですが、病床数でありますとか救急医療、また看護師養成事業所などのための交付税算定額を用いました病院本体への繰り出し額であります。14 億 4,411 万 5,000 円になります。このほか、養護老人ホームへ 2,071 万 8,000 円、それとケアハウスへ 2,490 万 7,000 円を含めまして、合計でありますけれども 14 億 8,974 万円が 1 年間の繰出金でございます。今回、そのうち 7 月から 3 月予算では 11 億 1,730 万 4,000 円を計上させていただいております。

2 番目の問題でありますけれども、交付税の算定額を負担割合に基づきまして市、町よりいただいております。その変遷でありますけれども、昭和 54 年に改定が行われまして、従来のものに組合管理者が特に必要と認めた者は議会の議決を経て関係市町に分賦するでありますとか、構成市町の負担割合、それから密度補正による増額というのが追加され、現在に

至っております。

3番目の問題でありますけれども、当時の病院組合の正副管理者と病院事業管理者の間で合併後の運営方針が話し合われまして、その中で病院事業への繰出金につきまして、その算出は合併前の例によるものとするというようなことで意見の一致を見た経緯があります。また、合併協議会の中では議論はされておられません。

次に、最後の今後どのようなふうに対応するかということでもありますけれども、今後も現状の繰り出し方法を継続していきたいと考えておりますけれども、引き続き市当局と協議していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 私からは臨時職員の件についてお答え申し上げます。

まず、その職員の数ということでございますが、ご質問にございました病院の182人の内訳につきましては医師が68人、看護職員が10人、その他医療技術職員30人、事務職員17人、その他の職員57人となっております。シルバーケアセンターにつきましては看護職員2人、介護職員13人の計15人です。それから、養護老人ホームは介護職員2人、給食員1人、計3名。特別養護老人ホームは介護職員が5名。ケアハウスは給食員が1名。総合計では206人ということになります。

それから、給与体系と規程等ということでございますが、臨時職員の給料につきましては、旭市病院事業臨時職員の就業に関する規程というのがございまして、研修医等の医師につきましては年俸制、それ以外の職員につきましては、病院事業の企業職員の給与に関する規程に準じて支給するというようになっておりまして、正規職員の初任給に準じて支給をしているところでございます。

それから、給与費ではなく賃金として処理するべきではないかと。これは先日も議論がございましたけれども、公営企業に関する条例の準則第20条によりますと、職員以外の者については予算の範囲内で給与を支給すると規定されていることから、これまで給料として処理されてきた経緯がございます。しかしながら、ご指摘のような計上方法をとっている例も多いと聞いておりますので、今後、他の病院の例も調査した上で改めて検討してまいりたいと思います。

それから、③でしょうか、今後この問題をどのように解決していく考えかということもございますけれども、ご質問の中からは何をもって問題とされているのか、ちょっと私、意味

をつかみとれなかったんですが、いろいろな問題があるとすれば、関係機関ともいろいろな協議もあるいは必要かもしれませんが、さまざまな角度から熟慮をし、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 都市整備課長。

○都市整備課長（島田和幸） 旭駅前線事業でございます。負担金はどうのようなものかといいますと、平成9年度から平成16年度までの全体事業費が24億7,519万円です。このうち旭市の負担金が2億9,876万9,000円でございます。なお、県単事業といいまして用地取得済み跡地の簡易舗装、それからバリケード等の設置の負担金につきまして、県単事業でございますが、この626万7,000円のうち旭市が187万9,000円を負担してございます。

それから、現在の進行状況でございますが、全体物件補償55件のうち、駅前広場内で4件、それから道路部分が31件、計35件の方々から用地の協力を得まして取得してございます。用地取得率で申し上げますと、駅前広場につきましては82%、これは公共部分の土地も含んでおります。それから、道路部分が49%。駅前広場と道路の分を合わせますと全体で55%の取得率になります。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路網整備計画の2点についてお答え申し上げます。

まず、計画策定の考えはについてです。旧旭市で策定しました道路網整備計画は、合併も意識して作成したものです。したがって、この整備計画をベースにしながら、新しい市の経済産業活動や土地利用計画、公共公益施設への連絡など、地域のまちづくりのと整合性を常に意識ながら、新市としての道路網整備計画が作成できるよう調査・検討してまいりたいと思っております。

それから、次に合併特例債で計画されている道路網整備計画についてでありますけれども、合併特例債で計画されています道路はまだ決まっておりません。新市建設計画で示した道路が新市の一体的な発展のために、合併以前の1市3町が計画した幹線道路なわけです。いずれにしても、各事業の進捗状況を見ながら、その他の都市基盤整備計画との整合性を図りながら、効率的な予算で道路整備ができるよう努めてまいりたいと、このように思っています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 企画課長。

○企画課長（加瀬正彦） 栗源発山田、それから旧干潟経由旭中央病院行きのバス、このバスについて琴田沖、東琴田、江ヶ崎、3か所のバス停を設置できないかというご質問でございましたけれども、この路線につきましては栗源町、それから山田町、これも合併を控えている町でございます。そこの共同運営となっておりますので、今後調整を図ってまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○副議長（嶋田茂樹） 松木源太郎議員の一般質問は途中ですが、3時30分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時32分

○副議長（嶋田茂樹） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問を行います。

66番、松木源太郎議員。

○66番（松木源太郎） ただいまご答弁いただいたことに対して、再質問をさせていただきます。私が質問した順番でやらせていただきますので、ひとつよろしくお願いいたします。

まず、国保税の資格証明書の問題ですが、私がお披露した7月1日と9月30日では大きな差があります。1,466世帯に対して527世帯ということですが、この減った中身はどういうようなことなのでしょう。それが1点目であります。

先ほど、滞納者に対する措置取扱要綱について、1号と2号というお話がありましたが、資格証明書の交付というのは、この要綱でまず税の納期限から1年経過後保険税を滞納している場合であると。その方で納税相談に応じない、納税相談・指導取り決めた方法を履行しないということなんですけれども、こういう方が実際にまず応じないという形は、どういふものなのかということをお聞きしておきたいと思います。

それから、減免制度の問題については、八千代市の例を挙げましたけれども、担当課の方から一律に減額免除はできないというご答弁でしたけれども、私は前段で申し上げましたけれども、あくまでも国保税条例によって申請によって減額免除はできるわけですね。これは条例で決まっているわけですから、その取り扱いの基準をどうするかということだと思えます。国保の制度の中では6割・4割の法定減免というようなのも、はっきり決められてい

るわけですから、それ以外の方に対する減額や免除をしていく。税を払い切れない人にはそれなりの行政としての配慮、国民皆保険の制度としての事業の執行、こういうことを十分に行っていく必要がある。

この減額免除というのはご存じのように、第1回目の納付期限までというような制限もありますから、大変期間も限られている。ですから、滞納している方、資格証明書の方に対して、あなた納めなさいよ、相談に乗りますよと、月2万円でも3万円でも払えば、短期保険証を払いますよ、そういうことでご努力されてきたわけです。大変それによって納税が進んだという面もありますから、それは一つの方法です。でも、この方の家庭は大変、次年度はちょっと無理だなという方には、減免や申請をアドバイスして、そういう制度でやればいいのかという問題もあるわけです。ですから、そういう配慮を保険年金課や税務課でもってきっちと世帯をよくつかんで、やっていただきたいということです。

これを有効に使えば、恐らく多くの世帯がそういう形での資格証明書などにならないのではないかと。短期保険証の場合には、これは1か月、3か月、1か月というのもありますから大変ですけれども、ただ、ここにもあらわれているように、3,587人の納税義務者が滞納している。約1万5,000世帯ですから、この比率も高いですね。私なんかも7回払いの時にその月には年金と議員のあれでやっていますけれども、何とか集めて引き落としがされるようにと努力しています。7回大変ですよ。でも、そういうような努力をみんなしているわけです。ですから、そういう中での問題ですけれども、滞納者だけが悪いということにはならないので、私は再度ご検討いただいて、一度全部の家庭に保険証を出していただきたい。減免制度の運用の問題についてはご回答をいただきたいと思います。

次に、介護保険の問題ですが、詳細についてその試算などよく計算していただいてありがとうございました。ただ、今、特に利用者の所得段階が四つに分かれまして、第4が問題なんですね、ご存じのように。第4段階の方に対するいろいろな援助、それから居宅でデイ・サービスなんかの援助、恐らくこれが来年になったら、全国の自治体多くの所でこの制度が出てくると思います。私が知っている範囲では東京の荒川区でも自己負担25%補助、全額補助というのは無いですが、松本市でも2分の1補助。こういうようなことが始まっておりますし、村段階でも始まっております。

介護保険が始まる時に、この法定外の介護保険の制度どうするかという問題について大変議論いたしましたけれども、このときには1割の負担で利用できるんだということでもって、大変ありがたい制度だと。保険料は払うけれども、基準の1割の負担でもって利用できるん

だということで、これだけ増えたわけです。大変そういう面では高齢者の福祉には貢献した制度だけでも、事情は国があまりお金がかかり過ぎるから減らしたいというだけでしょう。それだったら、旭市においてはそれこそまさに福祉の郷ということであれば、こういうところにきちっと、旭市に行けば介護保険の制度でなるほどと、こういうような負担少なく近隣に施設も多いし、病院もあるというこれが福祉の郷ではないですか。そういうような理念を市長が持てば、今のお話では1,000万円近くのお金がかかるから、すぐに全部はできないけれども、25%とか3分1とかは利用のあれで補助しようというのが、これが新旭市の目玉になりますよ。

ということで、今すぐやれとは言いませんけれども、大変重要な施策だと私は思いますので、ご検討のほどをお願いしたい。恐らく来年になったら、あっちでもやった、こっちでもやった、旭市は遅れちゃったというようなことにならないように、ぜひ福祉の郷を掲げる限りは、しまったということにならないように、ご検討いただきたいと思います。

病院の会計の繰出金については、合併協議会では全く出ませんでしたね、経理課長。出なかったけれども、当時の管理者と副管理者でそういう約束されたという、それは文書で残っているんですか。もう過去のことですけれども、残っていないということであれば、改めて事業管理者と市長がどういうものについて出すということを取り決めてください。今の伊藤市長は病院にご理解があるということはいいですよ。しかし、そうではなくてだんだん代わっていくわけですから、病院を重視しない旭市の市長というのは、今後起らないと思いますけれども、しかし、この面で担保するためには、そういうものをきちっと公文書で残して、こういうことでやっていくということが必要だと思います。

仮に、病院は独立独歩でやっているんだから、利潤を出していて積立金もあるんだから、おれは出さないよという市長があらわれたときに、前の約束だからとなったらどうしますか、病院。事業部長、どうしますか、その時。ああそうですかで引き下がらないでしょう。だから、事業管理者と市長とはきちっと協定なり結んで、そういうことを結んだらば議会にも明らかにしていただき、それでもって病院はこういうことでもって援助していくんだと。ただ、その詳細のことについては、私たちは議員ですから関係ありませんけれども、そこら辺のところを、これからやるお考えがあるかどうか。これは事業管理者は来ていないから、部長に聞いてもしょうがないので、市長にご答弁をいただきたいと思います。

次に、2番目の臨時職員の問題であります。事業部長から、何が問題なんですか、分からないと言ったんですけれども、経理処理が間違っているのは問題ではないんですか。

もう一つ問題なのは、私この旭中央病院の臨時職員の歴史というものを、ちょっと古い職員から聞きました。昔は、平成10年以前はあまりいなかったそうです。平成11年にちょっといろいろなことがあって、そこから増え出して、前の組合時代の要綱は平成14年にお作りになりました。これは簡単な要綱でありました。今回、合併されて前と同じものが作られるのかと思ったら、先日、病院からいただきましたものを見てみました。前の要綱よりも権利・義務的にはかなり充実していきまして、臨時職員は1年を超えない範囲で勤務すると契約すると。しかし、6年以上超える人もいらっしゃるしくて、年次有給休暇の問題もちゃんと書いてあります。こういうようなことになりました。

ですから、前進したのかなというふうに思っていますけれども、ただ、一つ問題なのは同じ仕事をしているところに、賃金は初任給程度、どういうふうになっているか、全然明らかに分かりません。新しい市立病院になった時の給与体系も、まだ私たち、給料表そのものも条例で別紙になっているけれども見てはおりません。そういうような形でありますけれども、初任給程度はということだそうです。初任給は予算書、決算書に載っていますから分かりますけれども、そういう形の雇用が、差別的な雇用がされていると私は感じます。同じ仕事をしているのに。それでもって地方公共団体はよろしいのかということが一つ。

もう一つは、つまり公営企業の公務員は労働基準法の該当になります。同じように臨時職員も労働基準法の該当になると思います。こういう方たちは、就業規則では時間外に働いていただくことがあり得ると書いてあります。時間外に働く場合には、その代表者との間にきちっと36条協定を結んでいるかというような問題も出てきます。だから、経理上の処理、身分上の差の問題、それから働いていただく場合の時間外の問題、こういうような問題がたくさん出てくるわけです。そういうことについて、どのようにこれから処理するか、ご回答いただきたいと思います。

次に、大きい3番目の駅前広場の問題です。私がなぜこの問題を取り上げたかというと、駅前広場にかかわる方々、協力した方々、何人かから話を聞いて、こういう話。松木さん、道路広がってもお店はつながらないよと。理由があるわけです。地主さんがそこに物を建てようとするご意向が無いからです。借りていた方が、そこのお店とか事業所が移る場合には、面積が少なくなってしまう、そこでは事業できないから、結局ほかでもって事業をやることになって、何軒も無いんです、そこでやれる方は。つまり、自分で土地を持っていない方はみんな出ていくしかないということです。では、その地主さんが市と話をして、駅前通りの充実のためにご協力いただけるのかといたら、そうでもない。だから、広場と道路はでき

上がっても、歯の抜けたような道路ができるだけだよというふうに言われました。

大変私も心配いたしました。市長のご答弁は、前に作った中心市街地活性化計画というのをやったらどうかというんですけれども、これは魅力が無いということで1回拒否されているものですから、ですから今、市が、はっきり言って市が駅前をどうするかということを、これは地権者の方と話し合わなければならない方ですけれども、どのようにしていくか、道路をどうするか、こういうことについてじっくりと取り組んで、完成するまでに旭市の中心市街地の大きな目玉、これを作っていただきたい。

なぜ私は銚子整備事務所のことを言ったかという、ここに書いてあることがそのとおりだと思うのと、計画した当時と全く違って、交通混雑の問題なんかなくなっちゃっているわけですよ、人が来なくて。バスだって1路線しか定期バス走っていないわけですから。これを見て悲しいのと、一部そのとおりだという感じで、ぜひ、いいものを作っていただきたいということの提案で、それにはやはり駅の南側を広い地域でどうするか。ここにどういう公共施設を持ってくるか。市がどういう考えでもってこの地域を使うか。商店街の方々と協力するけれども、市が主導性を持ってやらなければ駄目だと思うんです。そこのところの市長の明快な、新しい市を作っていくお考えをお聞かせいただきたいと思います。

道路問題であります。いみじくも建設課長は合併を見越してとおっしゃいました。合併を見越してということも見える、確かに見えます。しかし、特例債事業は決まったものではないというふうにおっしゃいましたけれども、ここに11本一応あるでしょう。11本入れて特例債事業の素案時の173億円の中に入っている。追加の24億円には道路は入っておりませんが。このうちの2本は中央病院関係です。あと9本というのは、どう見てもちょっと中心市街地との関係からいって、何本かは関係ないかなというものもあるんですよ。ですから、早く来年度からこういう調査をして、全体の中でもって道路網を決めて、それに従ってやっていくというお考えをお聞かせいただきたいと思います。

最後の今のバスの問題ですが、ぜひ協議していただいてとまるように、できれば来年の4月からでもとまるようにしていただきたいと思います。

市長に一言、この問題でご助言いただきたいんですけれども、昨日の藤田議員へのご答弁の中で、来年4月に椎名内循環、神宮寺浜線、これがなくなるだろうということをおっしゃっていました。藤田議員は市でバスを購入してやったらどうかということを言いました。

私、今でも制度は変わっていないと思うので、ちょっとそこは確認しておりませんが、その答弁を聞いていて一つ思い出したのは、房総の富浦町が今、バスやっているわけで

す。これは十数年前の話なんですけれども。その時に私視察に行った記憶がある。バス路線が廃止になった1年以内にその自治体がバスを購入する場合には大きな援助がある。

ただ、これは運輸省の時代ですから、国土交通省になってどうか分かりませんよ。そういうような制度は、当時、なぜ勉強したかという、干潟駅を通る路線がなくなって、一定の時期通学でもって使った時期がありました。こういうようないろいろな制度がありますから、バスを購入するというのは大変重要な問題だと思うので、ひとつこれは付け足しになって悪いですけども、ご検討いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の再質問に対し答弁を求めます。

伊藤市長。

○市長（伊藤忠良） それでは、再質問にお答えをさせていただきます。

まず、国保税の滞納に対する減額・免除の運用の面で、もう少し配慮したらどうかということでございます。滞納者の内容等も十分検討させていただきながら、こういった配慮もできるかどうか、検討させていただきたいと思います。

次に、介護保険の法改正に伴う利用者負担の増になる面での市独自の軽減をということでございます。これはいろいろな意味で市で援助して、市民の皆さん方の負担増をできるだけ防いでいこうということで、今回の合併なんかもあるわけでございまして、それに伴って財政改革等もしっかりと検討しながら、こういった問題にもどのくらい対応ができるのか、検討させていただきたいと思います。

それから、中央病院の繰出金の協定を事業管理者と市長の間で結んでおくべきだろうという問題。これなんかは早速事業管理者と相談をしてみたい、そのように思います。

それから、駅前整備の問題でありますけれども、これは松木議員のおっしゃるとおりでございます。せっかく駅前を整備しても、そこに1軒の商店も張り付いてくれないというようなことでは、本当に困るわけです。そういった意味では、できるだけぎわいのある町を取り戻したい、そのように考えているわけでありまして、何といたってもそこへ進出してくれる皆さん方が、それだけのリスクをしょっても出ようという構えになってくれないと困るわけですし、そういった意味では商工会としっかりと相談させてもらいながら、駅前に食堂一軒無いような形では本当に寂しい思いをしているわけですから、そういった面をきちっと配慮していきたい。できれば駅前だけにとどまらずに商店街全体、いわゆる中央商店街の活性化という問題も併せて取り組みたいと思いますので、これからもよろしくご指導を

お願いいたしたいと思います。

バス路線の件については、十分議員からのご指摘を踏まえていろいろなところと相談してみたい、購入にあたってはいろいろな相談をしながら、できるだけ市の負担にならなくて済むような配慮をしたい、そのように思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） 再質問にお答えを申し上げます。

ご指摘をいただきました件につきましては、私どもなりに問題意識が無いわけではなくて、いろいろな角度から現在考えて、検討しているところでございます。初めの給与費の計上の仕方ということにつきましては、先ほど申し上げましたように他の病院等の事例も調査した上で、見直すべきかどうかについては検討したいというふうに考えております。

それから、臨時職員の数の問題等でございますけれども、これは実は他の病院の例を調べますと、比率が20%前後ある病院も多数ございまして、比率だけからいけば当病院は少ない方ではありますけれども、いろいろな意味で誤解を生じやすい制度でございますので、例えばいろいろな議論もありましたけれども、アウトソーシングというようなこともその一つかもしれないけれども、即断することを避けて、いろいろな角度から検討して、今後、問題の解決に向けて努力をしてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（嶋田茂樹） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、資格証明書の発行世帯の件でご答弁申し上げます。

先ほど松木議員の方から1,466世帯というような話がございましたけれども、たしか7月1日現在の発行世帯はどうなっているかということの中の答弁でございますけれども、1,466世帯は短期証の発行世帯でございまして、資格の方は466世帯でございました。それで、今回9月30日現在で、先ほどご説明しましたとおり517世帯となっております。

それともう一つ、資格証の交付の関係で納付相談及び指導に一向に応じない時、いわゆる第1号該当についてご説明申し上げます。今現在、短期証につきましては6か月証、3か月証、1か月証という3種類の短期証を発行しております。その中で1か月証につきましては、滞納額が17期分以上、いわゆる2年を超えた分が滞納になっているという世帯が該当になるわけなんですけれども、2年を超えた時点で本来資格証に替わるんですけれども、即資格証に切り替えるのではなくて、1か月チャンスを与えるわけでございます。その中で、先ほど申し上げましたように、納付相談及び指導ということで、その時に来ていただきまして、と

というような通知を出すんですけれども、それに応じない方がいわゆる1か月証の短期から資格証に替わるということでございます。

以上でございます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） 道路網整備計画の関係ですけれども、このことにつきましては早く調査しまして作成できるよう努力します。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員。

○66番（松本源太郎） 保険年金課長のご答弁分かりました。ちょっと私、調査した時に確認したんですけれども、逆転していたということで、そちらに責任があるのか、私に責任があるのか分かりませんが、そういう形ですけれども、運用については慎重の上にも慎重にさせていただきたいのと、税務課と協力して、滞納整理についてはかなり旭市は合併前、実績がありましたから、合併した3町についても今までのノウハウを使って、十分に納税相談に応じながら、場合によっては申請、いわゆる国保税条例に基づく申請もあるよという、私もこれからは活用したいと思いますので、ぜひ、そういうことで。

そういう中で基準ができてくる場合もあるということですね。私も、お金があるのに払わない人には払えよとはっきり言います。ですから、そういう困っている方をどういうふうにして、皆保険の制度に取り込んでいくかということが、やはり政治家である我々の仕事でありますし、福祉に携わっている職員さん方の仕事だと私は思います。はねるのではなくて、旭市の税務課はそうではないですね。会って面談してくれば、まず1か月証を出しましょうと。それでもってお約束いただければ、だんだん伸びますよということをずっとやってきたから、今、年度途中でかなり減るわけですから、そういう努力をやはり全市に広げていただければいいのではないかな。

ちなみに国保事業報告書を見ると、平成16年度の災害に対する減額もなし、ただ1万7,000円1件あるのかどうか知りませんが、減額が事業報告書に載っていると。ここに50万円くらい乗せるように頑張りたいと思いますので、ひとつ執行部もご協力をお願いしたいと思います。

それから、介護の問題については、いろいろなことを申し上げましたけれども、市長も一定のご配慮をいただいている。ただ、なかなか金額が多かったり、他の自治体がやり出してからという様子見もありましようけれども、これについてはやったからペナルティを課すこ

とはしないと、前の厚生労働大臣尾辻さんがはっきり共産党との交渉で言いましたから、だから補助、つまり介護保険の居宅費、食費、これについて自治体が一定の補助をしても、それはペナルティ項目にはしませんが厚生労働大臣が言ったわけですから、これ言質とてありますので、ぜひ、勇気を持って検討していただきたいと思います。

それから、病院会計の繰り出しは分かりました。臨時職員の問題についても事業部長の決意を多としたいと思いますが、ただ、詰めていくと変な方に曲がるので、答弁がね。アウトソーシングも検討してみたいなんていうのは、地方公共団体の公営企業でもっておっしゃるのはどういう観点か知りませんが、それは業務委託なんですか、人材派遣なんですか。ちょっとこのところご答弁を、アウトソーシングというのは。

病院事業で最近すごくやられている、行政推進室長もこの間の答弁でもって行革の中でもって、来年9月までに指定管理者制度について検討するなんて言ったけれども、本当に検討できるのかどうか分かりませんが、このアウトソーシングというのは何ですか。ひとつご回答いただきたいと思います。

それから、建設課長のご答弁については期待しております。来年度、二・三千万円の調査費を獲得していただいて、早い時期に合併した130平方キロメートルの所のきちとした、厳密な調査に基づく道路網計画、これには当然中央病院のアクセス道路も入るし、できれば連絡道も入ればなおいいわけですが、そういう形のものを、またそういうものができたら、すぐ市民の意見を聞く、こういうこともやっていただきたいと思います。

以上です。ご答弁をお願いします。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の再々質問に対し答弁を求めます。

病院事務部長。

○病院事務部長（今井和夫） お答えを申し上げます。

今、行政改革ということが言われておりまして、政府の方では5年間に5%削減というふうな、これどうなるか分かりませんが、そういう目標も報道にあるような状況でございまして、中央病院といえども実は例外なく全体的な議論の中に包含されてしまうという、公共団体ならではの宿命というものがございまして、避けて通れない課題になっておりまして、大変私も苦慮しているところでございます。

そうした中でアウトソーシングというのは、業務委託なのか人材派遣なのかというお尋ねでございしますが、これは考え方からすれば両方あり得るというふうに考えております。ただ、現実問題として、ではどういう形かということについては、今現在は、これから検討

ということでございますので、はっきりとこういう形ということは申し上げられませんが、さまざまな形があり得るというふうに考えております。

○副議長（嶋田茂樹） 松本源太郎議員の一般質問を終わります。

◇ 安 藤 政 平

○副議長（嶋田茂樹） 続いて、16番、安藤政平議員、ご登壇願います。

（16番 安藤政平 登壇）

○16番（安藤政平） どうもおはようございます。16番、安藤でございます。一番しんがり
に控えまして、大トリということで質問させていただきます。

大まかな質問の内容は、大きく分けて1点でございます。今回、1点に絞りまして飯岡漁港の開発についてということで小さく分けまして3点、その後の進捗状況、将来的な構想、予想される問題点と、これは港のいろんな競りとかあるいは出入りの船の問題とか、それから漁獲量の問題と、いろいろなものを含めました問題ということで、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、1番目、せんだって9月の定例議会で一般質問させていただきましたばんやの問題ですね。これ話をしましたら、早速市長、ばんやへおいでになってくださったということで非常に感激しております。すぐ行動に移していただきまして、誠にありがとうございます。その結果、どういう魚を食べたかちょっと分かりませんが、どんな魚を食べたのか、その状況、値段的な面とかあるいは感じとか、その辺をひとつ市長にご感想を兼ねて述べていただければと考えております。ひとつよろしく願いします。

それを含めまして市長が感じる、要するにこういうばんや的な施設を飯岡の港内に造ってどうなのかと、必要なかあるいはぜひともこれは造るべきなのか、その辺の全体的な展望台ですか、屏風ヶ浦の展望台も兼ねまして、あるいは九十九里の海岸の問題とか、いろいろなものを含めまして、あそこを観光の重要拠点として新市がこれからどう持っていきたいのか、あるいはどういう構想を市長なりに持っていますか。その辺が聞ければ幸いだと思っています。その辺も含めまして、ひとつよろしく願いしたいと思います。

それから、9月にこのばんやの件、漁港開発の問題、質問していきまして、その結果執行部の方がどういう進捗状況にあるのか、進んでいるのか、あるいはこれに関してどういう集まりを持ったのか、その辺があればその内容と集まり、持った内容とその中でこういう話が出たとかということを教えていただければと考えておりますので、その辺ひとつよろしく

お願いします。

それから、ライフ計画事務所の基本計画書ができてきたようでございます。この計画書によりますと、こういう計画書ができて、大変よくできてはいるんですけども、よく見るとかなりいろいろな問題点がありまして、私が前回、場所としてここがいいだろうと言ったところがこの白抜きの部分です。ちょっと小さくてごめんなさい、見えなくて。こっちが海ですね、こっちが堤防の部分、こっちが海岸道路、こっちが陸地になります。ここに公園がありまして公園の白地の所、ここが2,300平米ですか、これは市で自由に使える土地なんですね。ここを利用したらどうだということでやったんですけども、ライフ計画事務所の出した案がこの海岸道路沿いですか、ここに芝生でちょっと空き地があるんです。この隣に駐車場がありまして、駐車場があるからいいではないかと、ましてや海岸道路のすぐそばだということで条件がいいと。計画事務所はこちらを推薦するというような形で、計画書ではなっているようでございます。市長、ご存じですね。

ということで、私もこちらの方がかえっていいかなと。というのは、市長も行ってご存じのように、ばんやの場合はすぐ国道の隣にあるわけなんです。入りやすいんです、目立ちやすい。そういう点を考えても、少しでも道路の近くの方がいいではないかなと考えています。だから、その点ではいい代替かなと考えております。でも、この中を見ていきますと、かなりいろいろな問題点が出てきます。その問題というのは後でまたやりますけれども、取りあえずその説明はそれにしまして、続けてやっちゃいますか。

その問題点ですけども、とくかくこういう建物を建てるという構想なんです。一部食堂が2階で、下がいろいろな土産物屋になるというような格好だと思います。鉄骨をかなり使っているんですね。それとメインとしてこういう看板を作るということなんですけれども、海岸に住んでいる私どもは常に海岸の厳しさといいますか塩害の問題ですね。それから、風。この問題はかなり飯岡に住んでいる人は意識しています。かなり鉄骨関係はもたないんですね。だから、これはぜひ木造を主にして、また構想を変えてもらえればなというところです。

それと、建設費が3億7,000万円でちょっと高過ぎる感じがします。まず、スタートとしてはそんな大きな金をかける必要は無いではないかなと。もっと小ぢんまりとやって、土産物屋は後で付随していくような形がベターかなとも考えております。これはひとつこれからの検討課題ではないかと考えております。これから執行部の方に大いに協議していただきまして、いい方向で行ってもらえればなと思います。

それと、あとこの場所がちょっと一段低いんですね。できればこの場所をもうちょっと上

げてもらって、目立つようにというような形がとればなと思っております。

それと、あと国道の飯岡のバイパスからちょっと中に入っていますね、港が。だから、目立ちづらいと。この計画事務所のあれでは看板として屋根よりちょっと高いくらいの看板を予定しているみたいですが、私の考えはそれでは不十分ではないかなと。もっと目立つ、つまり私の考え方としてはその近くへ風車を建てる、つまり電力源としても使えます。それで目立ちます。バイパス沿いを走っていても、食べる所があるのはあそこだよ、あの風車だよとすれば、今、アクセス道路の問題もいろいろありますけれども、あそこがそうだよと言えば目標ができますね。そういう面でもいいシンボルになるになるのではないかなと。しかも、一般的には白でやっていますね、銚子でも。聞いたら色は別に制限は無いんだそうです。だから、目立つような色で、あるいは柄を付けたかいろいろ方法があると思いますけれども、これからはそれ検討課題ということでやっていけば、非常に目立つ場所に、分かりやすい場所になるというようなことでございます。

ちなみに、今、飯岡で5基ありますね。風車は2億円です、建設費が。そのうちの50%が国の補助でできるわけです。あれは柱の高さが50メートルです。やや小ぶりなんです。本来は60メートルのを予定していたんですけれども、搬入路の問題でちょっと10メートルくらい縮まったんです。これは港ですから、一番大型のやつを付けるわけですよ、船で持ってくればいいんです。道路の関係まるっきり無いんです。銚子で十何基建っています。あのほとんどが飯岡の港から揚げて持っていったものです。ですから、搬入路は全然問題が無いと。すごく便利な所なんです。だから、一番最高に大型のものを付けて目立つようにやれば、いいシンボルタワーになると私は考えます。しかも、電力はそこで供給できると。そういう方法は物すごくいいのではないかなと私考えています。

電力は、ちなみにこれだけの風車を建てるちょっと調べてきたんですけれども、1,350キロワット、年間ですね。年間これだけの電力が賄えると。一般的にちょっと細かくてわからないんですけれども、これをわかりやすく言えば、1軒で50アンペアの電力が必要だと、100ボルトね。そうすると、これ軒数にして270軒から300軒を賄えるだけの電力ができると。ただ、問題は、風力というのは風の無い日もあります。稼働率100%ではないんです。多分、台地は飯岡でいいんですけれども、海岸の方はちょっと落ちるんです。たしか70くらいだったと思ったんです。ちょっとはつきりしません。申し訳ありません。そのくらいの稼働率です。

それを補うために太陽光ですか。ソーラーを利用するとか、あるいはいろいろな案がある

ようです。潮力とか気候とかいろいろな電力源があるんですけども、一般的には風力が一番ベターではないかなというところでございます。

あと、今研究されている燃料電池なんていうのがありますけれども、これは今研究段階で、これができたら東電は全部倒産してしまうのではないくらいのもあるんですけども、つまり、これは物すごく便利で、しかも電線も電柱もいらないうような。ただ、これはもとをただせば電気分解で水素を発生させて原動力にするんですけども、もとは結局油なんです。ですから、油の効率としては物すごく悪いという、この問題が解決すればかなりの将来的なエネルギーになるようでございます。

時間が無いようですので、事務局から5時以内にやれということで、できるだけ早くやりますので、それで2番目に入っちゃいます。もっといろいろありますけれども、将来的な構想ということで2番目に行きます。

港公園、この漁港に入る一番問題なのはアクセス道路なんです。港というのはバイパスからちょっと入って、入りづらい。かぎの手に入っていくような格好になっていきます。海岸道路から一宮線を来れば、この港公園のすぐわきを通るんですけども、それにしても出入りがちょっとしづらい。これにどうしてもバイパスからのアクセス道路を付ける必要があるのではないかなと考えます。そのことによって、その道路をどう付けるか。一度、過去に飯岡町の時代にこういう案がちょっと出たようでございます。バイパスの今の銚子方面から来まして下り坂で信号があります。台地がおりてきた所に下り坂になって、あの信号の所へ合わせて出ると。それで、山根際を通して港のわきを通って行くと。距離にして約二・三百メートルくらいではないかなと思うんですけども、そういう方法とかあるんです。

ところが、旧126号線、今県道ですけども、これとの接点の問題で警察関係、あるいは交通関係の許可がなかなかもらえないというような面もありまして、ちょっと難しい面ともなるようでございます。でも、これはやりようで何とかできるのではないかなと思ひまして、ぜひ、この点、建設課長に可能なのか、やればできるのか、あるいはかなり難しい問題があるのか、その辺のご答弁願えればと考えております。

それから、もう一つは要するに港というのは今、1種、2種、3種、それから特3、4種とあります。こういうふうに5段階に全国的に港の格があるらしいんです。今現在、飯岡は前回も申し上げたように県下で2番目の水揚げを持っているんです。それなのに飯岡の港は1種なんです。それで、栗山川、太東とかいろいろありますね、この辺、港が九十九里沿いにも。その中で結構水揚げがあるのに、いまだに1種。これを2種に格上げしてほしいとい

う漁業組合の方のたつてのお願いで、ちょっとあれしたんですけれども、どうして今までこれだけ水揚げがあるのに、こういう状況だったのか。いろいろ調べてみますとそれなりの理由、当時の飯岡町もちょっとでれっとしていたんではないかなと、いろいろありますけれども、これをするとうなるのか。

つまり、今1種漁港ということになると、これは海匠漁業組合に所属する船、つまり旭市もそうだし八日市場市、野栄町、ここまで入っているわけです。野栄町、八日市場市は当然もうすぐ合併します。ここで今飯岡の港に入っている船の数は200杯です。それだけの船が入っています。釣り舟関係、要するに遊漁船というのが十七かな、八かな、たしかそのくらいだったと思う。そのくらいあるわけです、その中に。それだけの船があつて、かなりの水揚げ。水揚げ高は昨年でもって27億円だと言っていました。その前は18億円前後で来て、前年度は急に27億円くらいの水揚げ高。要するに販売額が、そのくらいの販売高があつたそうです。漁獲量は約7万トン。そのうちの95%の魚がイワシなんです、飯岡港は。7万トンの中の。当然、イワシは千葉県は全国で一なんです、漁獲高が。その中の45%くらいが飯岡で揚がるわけです。飯岡にはかなりのイワシが揚がるわけです。イワシが揚がった時は、皆さん港へ行ってもらえばわかりますけれども、大型トラックが何十台も来ています。ちょっと想像できないと思いますけれども、行けば分かるんです。とにかくすごい量のイワシが揚がっております。

それだけのイワシ。これは飯岡荘でもやっている魚しょうゆの問題もあります。それに使ったらどうだとか。それだけのイワシがある、これをただハマチの餌、多過ぎで。それに食わせるではもったいないと。こんなおいしいもの無いんだから、これをやはり外から来た人に大いに食べてもらうというような方法がとればなと思っております。

そういうことで、ぜひ市長にもこれはお願いしたいんですけれども、1種から2種への格上げということを検討願えればなと思っておりますので、ひとつよろしく申し上げます。

それから、もう一つは今現在、港の堤防、外防が出ています。その外防が水深4メートルの位置で今とまっているわけです。これをぜひ6メートルの位置まで延ばしてもらえればなということなんです。どうしてかと言いますと、まず出入りに堤防が長くなれば安全になります。それと、6メートルにすることによって、今20トンが限度なんです、それをもう少し大型の船が出入りできるようになります。2種に格上げになると外部からの船も入ることができるわけです。そうすると、当然飯岡の港の水揚げ高は上がってきます。それを含めてひとつ、ぜひ、そういう方法をお願いできればなと。これはひとつ県の方にもお願いして、

市長からも執行部の方からもお願いしていただければと考えております。

それと、もう一つは、今、飯岡港で主に刺し網——網の種類ね、それから巻き網というふうな方法で魚をとっているわけです。この巻き網漁船を1艘新造すると、約3億円の建造費がかかるんだそうです。そして、この資金としましては漁業近代化資金とかあるんですけども、この漁業近代化資金、この枠が9,000万円でございます。ですから、それ以上は何とかほかからしないといけないと。それで、あるんですけども、これは漁師にとってなかなか使いづらいということで、大型船の場合は農林漁業金融資金ですか、こういうのがあるので、これを使ってやっている方が多いんだそうです。

ところが、漁業近代化資金は市から0.5%の利子補給があるんだそうです。ところが、この農林漁業金融公庫になると、今のところ利子補給が無いんだそうです。これをぜひ市の方でそういう制度を設けてほしいというような要望がありましたので、ひとつその辺も含めまして回答の方をよろしくお願いしたいと思います。

それで、3番目に入ります。

予想される問題点としまして挙げまして、今、港の開発に当たっていろいろな問題点もう一つは出てきます。一つは今、港に競りが無いということです。今、競りは行われていないわけです。つまり、部分的にシラスと白魚に限っては昔から競りはやられているんですけども、一般の魚に対しては競りが無いんです。これがどう影響されるのか。要するにバイヤーみたいなものを作った時に、近くに港があるのに自由に魚を持ってこれない状態になるんです、競りが無いということは。つまり、大手に買ってもらってしまっているわけです。そこから分けてもらう形になるわけです。

ところが、この競りの問題はもう十何年、20年近く海匠漁業組合はかなりいろいろ考えているようで、いいか悪いかというかなりいろいろな問題が出てくるようです。それを話していると長くなりますので、もし知りたい人があったら後で教えますので。そのために、なかなかうまくいかないではないかというような、あと、誰を事業主体にするのかという問題。ばんやなんかの場合だと漁業組合が主体になって、ここまで大きくしてきているわけでございます。

それと、この中で飯岡、150種類くらいの魚が揚がるわけです。種類としては。だから、魚の種類としては物すごく多いと思います。その魚を、飯岡といえば一番メインなのは白魚ですね、白魚、シラス。これは全国でも一番味がいいと言われている。あと夏になるとカキがあります。このカキも日本で一番おいしいだろうと、自称我々は思っています。実際、そ

うではないかなと思っております。食べたことの無い人は食べてみると分かりますけれども。だから、シラスと白魚、イワシ、この辺をメインにすると。例えばそういう食堂を造ると、食べる所を作ると。こういうたぐいの魚というのは、だいたい24時間しかもたないんですね、鮮度が。それを2日、3日増やすことによって、使う方は物すごくいいわけです、当然。

それをどうするかと。飯岡にはそういうのを一生懸命研究している人がいるわけです。その研究結果を私、もらってきたんですけれども、こういう形でいろいろな方法でいかに長くもたせるか、鮮度を、やっているんです。今のところ一番長くもたせる方法、3日までもたせる方法を一応考えたということで、それはどうするかと。塩水をシャーベット状に凍らせて、プラス2度の温度でそこへ入れておけば、3日まで鮮度を保つことができるというようになっています。そういうふうの研究した結果、できているようでございます。これはやるという段階になってからのことだと思えるんですけれども。

先ほど言い忘れましたけれども、船の建造種の問題で1種から2種に漁港をすると、何かやる時に県の負担金ですか、地元負担金ですか、県だと思います、それが今まで11%であったやつが2種になると12%の地元負担になるんだそうです。ただ、1%増えることなんですけれども、要はそれなりのメリットがあればいいということなんですけれども、過去には一番ピークで浚渫等を含めまして、港に対する経費というのは年間約5億円かかったんだそうです。でも、今、ここのところ数年、平均的に5,000万円で済んでいるようなんです。というのは、どうしてかということ、堤防を少し沖へ出したために砂があまり中へ入らなくなったということなんです。それで、だいぶ浚渫の費用が安く上がってきている。そういうことを考えますと、2種にしてもっと大型船が入って漁獲高が上がれば、その1%の差は別に何ということないかなと考えておりますので、その辺も含めましてできるだけ2種に格上げできるかどうか、ひとつ県の方へ市長、よろしくお願ひしたいと思っておりますので。

それから、例えばこういうものを作るに関して、当然マスコミをうまく利用する。飯岡の民宿関係ではかなりマスコミをうまく利用してやっぴまして、とにかく無料でマスコミを呼んでちょっと流してもらおうと、次の日は予約でいっぱいになると。やはりそういうマスコミというのは利点もありまして、これは大いに使っていかなければ駄目ではないかなと考えております。

あまり時間が無いので、だいたいこの辺をめどに質問で、あと足りないところは再質問でさせていただきますので、ひとつよろしくお願ひします。

○副議長（嶋田茂樹） 安藤政平議員の一般質問に対し答弁を求めます。

伊藤忠良市長、ご登壇願います。

（市長 伊藤忠良 登壇）

○市長（伊藤忠良） 安藤議員の質問にお答えをさせていただきます。

飯岡漁港の開発の件についてはもう安藤議員、すべてが頭の中に入っているようでして、これからの開発に関しては安藤議員のご指導をいただきながら進めていきたい、そのように考えます。

株式会社ライフに計画、調査を依頼して、その結果が出てきたというようなことで、飯岡漁港の開発の面については一歩先へ出たのかなと思いますけれども、これからその開発について、いろいろな意味で資金面等の問題も含めて検討を重ねていきたい、そのように考えます。

そのまず第1段階として、先日安藤議員からお話がありました保田漁港のばんやをのぞいてまいりました。どんなものを食べてきたんだということでございますけれども、サンガ焼きとそれからキンメダイの煮付けをお願いいたしました。キンメダイなんか1,300円くらいの値段で、こんなに大きなキンメが出まして、あのくらいの値段であれだけの料理を出していただいたら人も集まるんだろうな、そのような率直な思いでごちそうになってまいりました。

ウィークデーであるにもかかわらず大変な人出でございまして、これは食堂だけで、ばんやだけでこれだけの人を集められるのではないだろうと、そう思いましたものですから、一緒に行った職員に、周りに人を集められるような要因が無いのかどうか、少し見て歩くようにということで調査をさせたんですけれども、今のところだとそう大きな人を集められるような要因は無いようです。ですから、ばんやへあれだけの人が集まっていたということになるんだらうと思います。そんな意味では、一つ大きな参考のお店が近くにあるものですから、そういったものを参考にしながら、飯岡漁港の開発をしてみたいな、そんなふうに率直に考えております。

ただ、少しお話を伺わせていただきましたら、一番最初には車のコンテナを二つほど使って、それが始めた最初だそうです。それから、あれまでのところまで発展したというのは、リードをしたリーダーもよかった。それから、それに伴って一緒に協力した皆さん方、非常にスタッフがよかった、そういったことがまず率直に言えるのではないのかなと、そのように思います。そういった意味では、先ほど安藤議員からもお話がございましたけれども、最初から大きなものということではなしに、小さなところから徐々に発展させられるような形

をとっていただけたら、そのように考えております。

飯岡の漁港の開発に関しては、私が非常に楽しみに思っておりますのは、あそこで民宿組合等をやっている皆さん方が非常にやる気があるということです。サンマの押しずしを作ってみたり、今度も間もなくフグ祭りがあって、それにお招きをいただいておりますけれども、フグ祭りをやったり、時期によってはカキの祭りをやったり、アンコウ祭りをやったりというようなことで、いろいろなイベントを用意して、人を集めたりということもしておりますし、夜の刑部岬の夜景なんかも生かせるような努力もしてくれているようです。そういった意味では、こういった仕事をやるのに柱になってくれる皆さん方がいるということで、大変楽しみにしております。そういった皆さん方のご意見も踏まえながら、ひとつ進めていきたい、そんなふうに思っております。

それと同時に、今まだ競りも無いしという話が先ほどあったんですけれども、その皆さん方から伺ったところによりますと、今の段階ですと大手の業者の皆さん方が一手に引き受けて持っていつてくれるのはありがたいんですが、地元の皆さん方がなかなかあの港で魚が買えない、そんなお話も伺いました。ばんやのようなお店をやるには当然、そこでとった魚を使いませんと、その魚をよそへ回しちゃって、銚子から買ってきてあそこで売っていたのでは、あまりおもしろくないでしょうから、その辺の検討もさせていただきたいなど、そのように考えております。

それから、風車なんかの話もございましたけれども、こういった問題はこれから整備をするにあたって、どんな形にしたらいいかという中で検討をさせていただきたい。

それと、一番大切なのは、議員からもご指摘がございましたように、ばんやですとすぐわきを国道が走っております。かなりの交通量もあるわけですし、そういった意味では飯岡バイパスの方から、どう人をそこへ招き入れるかというのも大きな問題だろうと思いますので、アクセス道路の開発等も併せて考えていきたいなど、そのように考えております。

それから、先ほどから漁港の1種から2種への格上げ、水深4メートルまでの今の堤防の長さを水深6メートルの所まで延長してほしい、こういった問題は県とも相談しながらお願いをしていきたい、そのように思います。

また、巻き網漁船、1そう3億円ほどかかるその利子補給もという問題でございますけれども、これなんかも併せて検討をしてまいりたいと思いますし、港の競りの問題は漁業組合とも相談しながら検討させていただきたい、そのように思いますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

私からは以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 農水産課長。

○農水産課長（堀江隆夫） それでは、議員の先般やりましたライフ計画の計画に基づきます報告会を実は実施いたしました。その内容等につきまして回答させていただきます。

これにつきましては、飯岡町の時代に飯岡漁港交流施設整備基本調査、こういうことで実は株式会社ライフ計画事務所、ここに基本調査として委託をしたと。これに基づきまして先般10月28日にこの基本調査の報告会としまして、いろいろ調査に加わっていただいた方々にお集まりいただきまして、実施したわけであります。出席者につきましては安藤議員ご承知のように、議員にも途中までご出席いただいておりますけれども、海匠の漁業協同組合あるいは飯岡観光協会、飯岡の宿泊組合、あるいは商工会、JAのちばみどり、県庁の水産課の方々、そういう方々それと市の関係各課の職員、総勢24名で報告会を開催させていただきました。

この中で主に出ましたことは、先ほど出ましたばんやですか、鋸南町の保田漁港にありますばんやのにぎわい、これはひとえに組合長のまとめる力、あるいは企画力、行動力、これが大きいと。ああいう施設につきましては、どこでもやれば成功するものではないと、そういう意見もありました。それと、1点としまして都市住民と地域住民の交流の場所の核として、やはりこういう施設は必要かなと、そういう意見もありました。それと、漁港では現在、地元で魚が買えないとの現状があって、地域で解決する問題もまだまだ数多くある、そういうことも出ております。それと、他の市町で過去やったような事例もあるけれども失敗の事例もある、そういうことも報告の中でありました。

誰がリーダーとして今後こういう施設をしょって立つ、そういうリーダーの育成、これが一つ大きな問題ではないかな。あるいは飯岡の観光なり、あるいは宿泊の情報の発信の場所としまして交流の施設は必要だな、そういうご意見も賜っております。それと、単に漁業の振興だけでなく、飯岡にはメロンとか全国でも誇れるいろいろな農産物もある。そんなことで、JAと農家等と連携を図った上での交流施設を検討すると、いい施設ができるのではないかな、そういういろいろなご意見を承っております。

そういういただいた意見を基にしまして、これからにつきましてはさらに飯岡地区の漁業者の代表の方々にも加わっていただきまして、今後、さらに内容等、検討会、そういうものを数多く重ねていきたい、そういうふうに考えております。

よろしく申し上げます。

○副議長（嶋田茂樹） 建設課長。

○建設課長（米本壽一） アクセス道路についてお答え申し上げます。

新市建設計画では、国道126号から飯岡海岸に続く3本の路線を整備したい意向を示したわけであります。その路線とは、先ほど議員が言われましたが、飯岡バイパス南町の交差点から漁港の停泊地、北側交差点を通過するという、これは県に要望する飯岡一宮線のバイパスとしての整備がまず一つです。それから二つ目は、飯岡バイパスから飯岡支所東側を通過して、県道飯岡一宮線に入る市道整備。それから三つ目としまして、飯岡バイパスから県道飯岡片貝線、これはかなり西になってしまいますけれども、県道飯岡一宮線に入るという市道整備を予定しているわけです。

その内容については今後、検討しなくてはならない。先ほど可能なのか難しいのかという質問でしたけれども、先ほど松木議員にもお答えしました。とにかく努力した上で結論を出したい、こういうふうに考えています。

以上です。

○副議長（嶋田茂樹） 16番、安藤政平議員。

○16番（安藤政平） それでは、手短かに再質問させていただきます。

市長、食べに行っただいぶ感想はよかったようでございまして、ありがとうございます。ぜひ、飯岡にもああいう施設を造ってほしいとお願いします。

それと、今アクセス道路の問題が出ましたけれども、あそこをやはりメインとして観光開発するには絶対的にあの場所から港、公園、あの辺で出てくるアクセスを作らざるを得ないと思うんです。ぜひ、これは何とかして県にお願いして、うまくつながるようにひとつこれから努力してもらえればなと考えております。

それと、今、海というのがなかなか微妙なもので、漁業組合も聞きますと要するに稚魚を放流したり貝ですか、過去に飯岡の海岸というのは九十九里含めまして貝が結構とれたわけです、ハマグリが。ところが今、ほとんどとれない状態になっている。これはどうしてかと私なりに考えたり勉強したりした結果、結局、このシステムというのは海だけではない、陸から来ているんだと。つまり、これだけの経済成長してきた中で、利根川という大河がありますね。その大河にダムが造られ、あるいは堰ができ、それによって砂が上から流れてこない。つまり、小さな魚というのはプランクトンを食べて生息するわけです。そのプランクトンたる原因、栄養素が陸から流れてくるわけです。したがって陸には山も必要だと、川も必要だ。それからいろいろな栄養素が流れてきて、それでプランクトンが発生する。それを小

さい魚が食う。そして育つ。その小さい魚をその上の魚が食べる。この循環、繰り返して沿岸漁業が成り立っているわけでございます。

そのシステムが今、少しずつ自然破壊とかいろいろな面で崩れてきている。だから、一生懸命、漁業組合は稚魚の放流なりやっているんですけども、なかなかそれが成功していないと。でも、去年なんかの結果を聞きますと、今まで貝はなかなか育たなかった。つまり、今、飯岡の海岸というのは車が入れますね。海岸に車が入るということは、おれたちにとっては異常なんです。海というのは、海岸というのは、車が入ったら潜るものだと思うんです。潜らないんです、今は。道路のように走れるんです。つまり、固くなって貝が生息できないんですね。そのように砂の質が変わってきているわけです。

それは自然環境の変化。つまり、屏風ヶ浦が今、崩れなくなっちゃったんです。銚子方面からどんどんこっちへ寄せてきた砂が全然流れてこない。それはそれであの崖を守るという一つのあれがある。でも、自然が壊れてくる。要は800年、900年の昔は、あの先に7か村あったというんです。その村々が今の後草とかああいう方面へ散らばっていったと。それだけの砂が流れてきて九十九里が成り立ってきている。それがもう崩れてきた。だけれども、今、一生懸命稚貝の放流とかやっている。稚貝というよりも親貝ですね。親貝を放流して、うれしいニュースに前年度はその稚魚がかなり成長してきていると。何か潮流とかいろいろな細かい面での変化があったらしいんです。今、それに物すごく期待しているということです、その辺も皆さん、現況を把握してもらえればなという意味で今言っていますので、ひとつよろしくをお願いします。

それで、先ほどお願いした漁港の1種から2種への格上げの問題、それと堤防の延長の問題、約6メートルの地点というのは、堤防の長さにして約100メートル延長すれば、何かできるようです。でも、金額的にはかなりのものです。これは県、国の事業でないと厳しいと思うし、その辺をぜひ市長からもお願いしてやってもらえればなと思っております。

そろそろ5時になりますので、以上で私の質問を終わりにします。

○副議長（嶋田茂樹） 安藤政平議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日予定しました一般質問は終了いたしました。

○副議長（嶋田茂樹） これにて本日の会議を閉じます。

なお、本会議は25日に定刻より開会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時46分